

令和2年(ワ)第7462号 損害賠償等請求事件 (本訴)
令和2年(ワ)第11281号 請負代金等請求控訴事件 (反訴)
令和4年11月17日 大阪地方裁判所第24民事部判決

5

主 文

- 1 被告土屋ホームは、原告Aに対し、10万円及びこれに対する令和2年5月1日から支払済みまで年3パーセントの割合による金員を支払え。
- 2 原告Aのその余の本訴請求並びに原告B及び原告Cの本訴請求をいずれも棄却する。
- 10 3 被告土屋ホームの反訴請求をいずれも棄却する。
- 4 訴訟費用は、本訴反訴を通じ、被告土屋ホームに生じた費用の5分の1及び原告Aに生じた費用の5分の1は被告土屋ホームの負担とし、その余は原告らの負担とする。
- 5 この判決は、第1項に限り、仮に執行することができる。

15

事 実 及 び 理 由

第1 請求

1 本件本訴について

- (1) 被告らは、原告Aに対し、連帯して、3810万2422円及びこれに対する令和元年11月18日から支払済みまで年5分の割合による金員を支払え。
- 20 (2) 被告らは、原告Bに対し、連帯して、3787万0072円及びこれに対する令和元年11月18日から支払済みまで年5分の割合による金員を支払え。
- (3) 被告らは、原告Cに対し、連帯して、440万円及びこれに対する令和元年11月18日から支払済みまで年5分の割合による金員を支払え。
- (4) 主文第1項と同旨。

25

2 本件反訴について

原告Aは、被告土屋ホームに対し、1947万4914円及びこれに対する令

和元年 1 2 月 1 日から支払済みまで年 6 パーセントの割合による金員を支払え。

第 2 事案の概要等

1 事案の概要

(1) 本件本訴は、原告らの自宅建物（以下「本件建物」という。）のリフォーム工
5 事により、本件建物 2 階の窓に上げ下げロール網戸（以下「本件製品」という。）
が設置されたところ、本件製品の操作コードが原告 A 及び原告 B（以下「原告
夫妻」という。）の娘であり原告 C の妹である D（以下「D」という。）の首に
絡まって同女が縊死したという事故（以下「本件事故」という。）に関し、D の
相続人である原告夫妻が、D の損害賠償請求権を相続するとともに原告夫妻の
10 固有の損害が発生したと主張し、原告 C が、自己に固有の損害が発生したと主
張して、被告らに対し、本件製品を製造した被告 Y K K に対しては製造物責任
法 3 条に基づき、上記リフォーム工事を請け負った被告土屋ホームに対しては
民法 7 1 5 条 1 項又は民法 7 0 9 条に基づき、それぞれ原告 A につき 3 8 1 0
万 2 4 2 2 円（D の逸失利益及び死亡慰謝料、原告 A 固有の慰謝料、葬儀関係
15 費用並びに弁護士費用の合計額）、原告 B につき 3 7 8 7 万 0 0 7 2 円（D の
逸失利益及び死亡慰謝料、原告 B 固有の慰謝料並びに弁護士費用の合計額）、
原告 C につき 4 4 0 万円（原告 C 固有の慰謝料及び弁護士費用の合計額）の損
害賠償金及びこれらに対する令和元年 1 1 月 1 8 日（本件事故発生の日）から
支払済みまで平成 2 9 年法律第 4 4 号による改正前の民法所定の年 5 分の割
20 合による遅延損害金の連帯支払を求めるほか、原告 A が、被告土屋ホームに対
し、主位的に令和元年 6 月 1 0 日に締結した本件建物のリフォーム工事に関す
る役務提供契約を特定商取引に関する法律（以下「特商法」という。）9 条 1 項
（ただし、特商法 9 条 1 項については、令和 3 年法律第 7 2 号による改正前の
もの。以下同じ。）に基づき解除した（以下、特商法 9 条 1 項に基づく解除を
25 「クーリングオフによる解除」などという。）と主張し、予備的に令和元年 6 月
2 9 日に締結した本件建物のリフォーム工事に係る請負契約をクーリングオ

フにより解除したと主張して、いずれも特商法9条6項に基づき、既払の申込金10万円及びこれに対する令和2年5月1日（支払期日の翌日）から支払済みまで民法所定の年3パーセントの割合による遅延損害金の支払を求める事案である。

- 5 (2) 本件反訴は、被告土屋ホームが、原告Aに対し、本件建物のリフォーム工事に
関する請負契約及び売買契約に基づき、請負残代金及び売買代金合計194
7万4914円及びこれに対する令和元年12月1日（約定の支払期日の翌日）
から支払済みまで約定の年6パーセントの割合による遅延損害金の支払を請
10 求する事案であり、原告Aは、上記各契約についていずれもクーリングオフに
よる解除をした旨主張している。

2 前提事実（当事者間に争いがないか、後掲の証拠（枝番があるものは枝番を含む。以下同じ。）及び弁論の全趣旨によって容易に認められる事実）

(1) 当事者等

15 ア 原告夫妻は、平成21年に婚姻した夫婦であり、令和元年11月18日当
時、兩人の間には、長男である原告C（平成22年5月生まれ）及び長女で
あるD（平成25年6月生まれ）がいた（甲2）。

イ 被告YKKは、窓、サッシその他の建築材料の製造・販売等を業とする株式会社である。

20 ウ 被告土屋ホームは、建築工事の設計、監理、及び請負等を業とする株式会社である。

(2) Dの死亡に至る経緯等について

25 ア 原告夫妻は、平成31年2月頃、原告Bの父母が居住していた兵庫県西宮市a町b番c号所在の木造2階建の建物（本件建物）において原告Bの父母と同居するために、Dが小学校に入学する令和2年4月頃までの完成を目指して、本件建物のリフォームを行うことを計画した（甲80、原告B本人）。

原告Bは、令和元年6月10日、大阪市北区所在の複合商業施設「グラン

フロント大阪」内の株式会社L I X I L（以下「L I X I L」という。）のショールームにおいて、被告土屋ホームに対し、建築申込書（以下「本件建築申込書」という。）に原告Aの名で署名押印する形で、原告Aの名で本件建物の内外部改修工事に係る建築申込み（以下「本件建築申込み」という。）を行い、原告Aは、原告Bによる本件建築申込みを追認した（甲20）。原告Aは、同月19日、被告土屋ホームに対し、本件建築申込みに基づく申込金10万円（以下「本件申込金」という。）を支払った。

イ 原告Aは、本件建物のリフォーム工事及び本件建物の外構工事に関して、被告土屋ホームとの間で、令和元年6月29日に内外部改修工事に係る請負契約（以下「本件契約1」という。）及び塗装に係る請負契約（以下「本件契約2」という。）を、同年8月24日にエクステリア工事に係る請負契約（以下「本件契約3」という。）及びカップボード工事に係る請負契約（以下「本件契約4」という。）を、同年10月19日に照明器具に係る契約（以下「本件契約5」という。ただし、本件契約5が照明器具の売買契約か照明器具設置工事の請負契約かについては後記のとおり争いがある。）をそれぞれ締結した（丙1ないし5）。本件契約1ないし4については、原告Bが、契約書に原告Aの名で署名押印した後、原告Aが原告Bによる契約締結を追認するという形で、本件契約5については、原告Aが自ら契約書に署名押印する形でそれぞれ契約の締結がなされた。本件契約1ないし5は、いずれも本件建物において締結されたものであり、被告土屋ホームによる本件契約1ないし5に係る役務の提供等は、特商法2条1項1号の訪問販売に当たる。

ウ 被告土屋ホームは、本件契約1に基づき、本件建物2階のリビング・ダイニング・キッチンの南側に設置された窓のうち、東から2つ目の窓（以下「本件窓」という。）に上げ下げロール網戸（本件製品）を設置した。

本件製品は、窓枠の内側に固定して設置される網戸であって、網戸が不要な場合には網戸本体を巻き上げて上部のケースに収納できる仕様になって

おり、網戸本体を昇降させるための操作用のコード（以下「操作コード」という。）が付属している。操作コードは、直径１センチメートルに満たない玉が等間隔で配置されたボールチェーンと呼ばれるもので、下部に垂れ下がってループを形成している。形成されるループの周長は約１７５センチメートルであり、垂れ下がった状態の操作コードが形成するループの下端から収納ケースの下端までは約８２センチメートルである。

本件窓は、その窓枠の下端が床から約９０センチメートル、上端が床から約１９９センチメートルの位置にあり、本件製品は、操作コードが形成する上記ループの下端が、床から約１１４．５センチメートルの高さとなる状態で本件窓に設置されていた。

（甲４、１４、３３、５５、７８、丙１１、１３）

エ 原告夫妻及びその子ら（以下「原告ら家族」という。）は、令和元年１１月１５日に本件建物２階に転居して、同所での生活を開始した。

オ 原告Ｃは、令和元年１１月１８日、本件製品の操作コードにより首を懸垂された状態のＤを発見した（本件事故）。Ｄは、救急車で病院に搬送されたが同日死亡が確認された。本件事故発生当時のＤの身長は、約１０５センチメートルであった。

（３）原告Ａと被告土屋ホームとの間の契約の解除に関する事実

ア 原告Ａは、令和２年２月４日、被告土屋ホームに対し、本件契約１ないし４をクーリングオフにより解除する旨の通知を発信した（甲３７）。

イ 原告Ａは、令和２年４月１５日、被告土屋ホームに対し、本件建築申込みに係る契約（なお、同契約の性質については後記のとおり争いがある。）及び本件契約５をクーリングオフにより解除する旨の通知を発信した（甲２１）。

３ 争点及び争点に関する当事者の主張

（１）争点（１）－被告ＹＫＫの製造物責任の成否（本件製品の欠陥の有無）（本件本

訴の関係)

(原告らの主張)

ア 子どもの特性や一般に本件製品の設置が想定される場所等を踏まえれば、
本件製品の通常予見される使用形態に伴う危険性には、子どもが家具等を踏
み台にしたり跳躍したりして自ら身体の一部を操作コードに挿入するとい
った場合も含め、子どもの首に操作コードが引っかかり、子どもの自重によ
り首が絞まる危険性が含まれるというべきである。そして、そのような危険
性を前提に、本件製品が、有すべき安全性に係る一般消費者の期待に応える
ものではない場合、又は危険効用基準を前提に、本件製品の上記危険が効用
を上回る場合若しくは効用が上記危険を上回る場合であっても、代替設計後
の危険及び代替設計費用を控除してもなお本件製品の効用が危険を上回っ
た分を超える効用を実現できる代替設計（以下「有効代替設計」という。）が
存在するときには、本件製品は通常有すべき安全性を有するとはいえず、欠
陥があるというべきである。

イ 一般消費者の期待の観点からの検討

(ア) 製品の安全対策については、国際規格（ISO／IEC Guide
51）に準拠したJIS規格の安全側面の導入指針（JIS Z 805
1）等で指摘されているように、①まずは、製品本体の設計により危険源
を除去し又はリスクを許容可能な程度まで低減すべきであり、それが不可
可能な場合に、②ガード又は保護措置の付加、そして③最終使用者のための
使用上の情報提供を検討すべき（スリーステップメソッド）である。また、
本件製品を含むひも付き窓カバー製品は家庭用品として新規性を有する
こと、東京都商品等安全対策協議会が平成26年2月に公表した「ブライ
ンド等のひもの安全対策」と題する報告書（以下「東京都報告書」という。）
の記載内容、公的機関による注意喚起が繰り返しなされていることなども
踏まえれば、一般消費者の中で、本件製品を含むひも付き窓カバー製品に

おける子どもの縊頸（頸部に索状物が巻かれた状態で、それに対して自らの体重で張力をかけて頸部を圧迫すること）の危険性についての理解が十分浸透していないといえる上、本件製品は、リビングや寝室といった製品利用者が操作コードの危険性に対して無警戒となる場所にも設置されることが想定されている。さらに、本件製品は、製造業者からの購入者（設置者）と利用者が異なることや、設置された建物の譲渡・貸借時に保護装置や取扱説明書等が適切に利用者に引き継がれないことが容易に想定される。これらの事情からすれば、本件製品の有すべき安全についての一般消費者の期待は相当高度であり、操作コードの危険性に起因する事故を利用者の行動によって回避することは前提とできないというべきである。その上で、後記ウの有効代替設計に関する状況も踏まえれば、本件製品は、製品自体の設計により、子どもが頸部を挿入し得る形状のループを形成しない又は子どもの首に巻き付くことがあっても縊死にまでは至らせないものでない限り、一般消費者の期待に応えるものではなく、通常有すべき安全性を有するとはいえないと解するべきである。

このような一般消費者の期待は、決して過大なものではなく、本件製品の引渡当時及びそれ以前のループレス化に係る技術的な状況等からして、合理的なものである。すなわち、被告YKKは、令和3年2月に、高窓用オペレーター（天井に近い壁面に設けられた窓を開閉するための機構）及び上げ下げロール網戸の操作コードをループレス化すると発表し、同年4月に一本ひも仕様の操作コードの付いた製品を販売するに至った。しかしながら、被告YKKは、平成29年3月に操作コードのループレス化にかかる機構の研究開発を開始してから僅か7か月のうちに、高窓用オペレーターを社内展示会で展示するに至り、その約5か月後には特許出願に至っているのであるから、操作コードがループレス化された製品の商品化に時間を要したとしても、それは経営判断にすぎないのであって、そのような

被告YKKの研究開発の経緯に照らすと、被告YKKが、東京都報告書が公表された平成26年2月の時点でループレス化の研究開発を開始していれば、本件製品の操作コードのループレス化は、本件製品の引渡時において、技術的に十分実現可能であったといえる。また、株式会社ニチベいは、平成28年の時点で既にループレス化されたスクリーンを開発していたところ、被告YKKが令和3年4月に発売するに至った一本ひも仕様の上げ下げロール網戸において使用されている特許発明もロールスクリーン装置用のループレス昇降機構であって、ロールスクリーンの昇降機構を網戸製品に応用できることは明らかであるから、被告YKKが、平成28年の時点で株式会社ニチベいのスクリーンに係る特許発明の実施許諾を得るなどしていれば、本件製品の引渡時までには、本件製品の操作コードをループレス化することは可能であったといえる。このような上げ下げロール網戸におけるループレス化に係る技術的な実現可能性に加え、被告YKKの内部においてさえ平成30年8月の時点で、操作コードによる縊死事故防止が重要課題として掲げられ、令和元年8月頃にループレス化された上げ下げロール網戸を発売することが検討されていたことは、本件製品のループレス化に対する上記消費者の期待の合理性を根拠付けるものである。

- (イ) 本件製品はループを形成する操作コードを有しており、操作コードには、一定の荷重でコードが分離されてループが解消される装置は装備されていなかったから、本件製品は、通常有すべき安全性を有しているとはいえず、欠陥がある。

ウ 危険効用基準からの検討

- (ア) 本件製品の効用についてみると、室内への虫の侵入を防ぐという網戸の効用それ自体が高度なものでない上、窓を広く開放できるという引戸式網戸では実現できない効用についてもアコーディオン網戸、横引きロール網戸

戸、スプリング式のロールアップ網戸といったループを形成するコードが
付属していない製品により実現可能であって、本件製品の独自の効用はな
いか、操作性や設置場所等の観点から何らかの効用が認められるとしても
ごく僅かである。他方で、本件製品の操作コードはループを形成する以上、
5 本件製品によって子どもが縊死する危険性は完全には排除できないところ、
そのような危険性と上記本件製品の効用を比較すると危険性が効用を
上回することは明らかであるし、少なくとも上記他の網戸製品という有効代
替設計があるから、本件製品は、通常有すべき安全性を欠いており、欠陥
がある。とりわけ、スプリング式のロールアップ網戸については、被告Y
10 K Kの従業員自らが、平成30年8月の時点で、その操作性を高く評価す
るとともに、その採用を前向きに検討する意向を示していたから、スプリ
ング式のロールアップ網戸が、その設計上設置が困難な特殊な窓を除く一
般的な寸法の窓との関係では、有効代替設計であったことは明らかである。

(イ) 本件製品の操作コードのループの上端から下端までの長さ（本件製品の
15 実際の長さは79.5センチメートル）が、子どもの頭部がループを通過
し得ない程度に短ければ、確実に子どもの縊頸事故を防止できる一方で、
小刻みな操作が必要となったり身長の高い者が操作しづらくなったりす
る程度の不便しか生じないから、ループの長さを短くすることも有効代替
設計といえる。実際に、カナダでは、平成31年4月の時点で、窓カバー
20 製品一般の操作コードについて、ループの上端から下端までの長さを22
センチメートル以内とするなどの規制が発表されており、操作コードのル
ープを短くすることの技術的実現可能性は明らかである。

また、本件製品の操作コードに、74ニュートン以上の荷重によって初
めて解除されるセーフティジョイント（一定の負荷がかかることによって
25 分離し操作コードのループを解消する部品）が装備されていれば、本件製
品に係る一般的な操作力が最大73ニュートンであるとする被告Y K K

による実験結果（乙 2 1）を前提としても、本件製品の通常の開閉操作に影響を与えることなく、Dを含む6歳以上の子どもが縊死する危険性を大きく低減できた。そして、本件製品の設置状況や6歳児の平均身長等を踏まえれば、本件製品は6歳児を最も危険にさらす構造といえるから、6歳児の縊頸事故を回避できる上記セーフティジョイントは、有効代替設計に当たることは明らかである。なお、J I S規格（J I S Z 8 1 5 0）における子どもの定義は14歳未満であり、平成30年消費者白書の「子どもの事故防止に向けて」と題する特集においても6歳未満と6歳以上とで子どもの事故に関して有意な違いがないことが明らかにされており、実際に6歳児による縊頸事故が起きている以上、6歳以上の子どもを念頭においた安全対策が必要でないとはいえない。

さらに、本件製品が、操作コードを一定程度以上の緊張状態に置く固定具とともに使用されることとされていれば、操作コードにループが生じる余裕がなくなること事実上ループレスの製品となる一方で、多額のコストや操作性の大きな低下は想定できないから、この点でも有効代替設計が存在するといえる。被告YKKの指摘する石こうボードの壁への取付けが不適切である点や、一般消費者による設置が困難である点も、石こうボード以外の材質の壁に設置するものとし、本件製品を設置する施工業者に適切な施工説明書を提供すれば回避できるから、固定具の使用が有効代替設計であることは否定されない。

このように、本件製品には複数の有効代替設計が存在するから、本件製品は、通常有すべき安全性を欠くものといえ、欠陥がある。

エ(ア) 仮に、本件製品について、前記イ又はウで触れたような本質的安全設計がなされていなくとも、クリップという安全器具の使用によって、通常有すべき安全性を有するといえる場合があるとしても、そのような場合には、本件製品が、適切に安全器具の装着された状態で利用者に引き渡され、利

5 用者が、クリップの存在及び使用方法並びにクリップを使用する必要性を認識できるような措置が講じられていない限り、通常有すべき安全性を欠き、欠陥があるというべきである。これは、そのような措置が講じられていなければ、本件製品の使用に伴う危険性を除去するという観点から一般消費者の期待に応えるものではないし、そのような措置を講ずることは、ほとんど追加費用を要することなく容易に実現可能な一方で、本件製品の使用に伴う危険性を低減させることに資するものだからである。

10 (イ) 本件製品は、その出荷時において、ビニール袋に封入されたクリップ並びに操作コードの危険性に関する警告及びクリップの使用に関する指示が表示されたタグが製品本体に同梱されるのみで、製品本体にそのような警告や指示の表示はなく、そのような警告や指示の記載された取扱説明書も同梱されていなかった。また、本件製品に同梱された組立・施工説明書には、本件製品と同様の製品を販売していたL I X I Lや三協立山株式会社の施工説明書ではなされていた、クリップを正しく装着する旨の指示が
15 記載されていなかった。そうすると、本件製品は、クリップによる安全対策の面でも必要な措置が講じられていたとはいえないから、通常有すべき安全性を有しておらず、欠陥があった。

オ 被告YKKの主張に対して

(ア) J I S規格（J I S A 4 8 1 1）への適合性について

20 a J I S規格（J I S A 4 8 1 1）は、家庭用室内ブラインドに付属する操作コードに関する規格であり、本件製品の危険性に対する対策と同列に扱うことは適切でない上、製造業者を含む利害関係者の意向も反映して制定されるものであるから、本件製品がJ I S規格（J I S A 4 8 1 1）に適合することが、一般消費者の期待を前提とした通常
25 有すべき安全性を認めるための十分条件とはなり得ない。

b また、本件製品は、操作コードにクリップが正しく装着された状態で

出荷されていなかったから、操作コードを子どもの手の届かない高さに保持できる手段が備わっていなかったと評価できる上、原告らは実際に取扱説明書の交付を受けたことはなかったのであるから、本件製品は、そもそも、J I S規格（J I S A 4 8 1 1）の要求事項を満たしていない。

(イ) 同業他社の製品との比較について

a 同種製品を製造する製造業者の標準的な安全対策は、消費者の安全対策に対する最低限の期待を推し量るものとはいいい得ても、一般消費者が期待する安全性を体現したものとまではいえないから、通常有すべき安全性の有無の判断において重要な意味を持つものではない。

b また、被告Y K Kの安全対策は、取扱説明書を製品に同梱しておらず、注意タグ等のイラストはコードが首にかかる危険性を示すものになっていなかった点で、L I X I Lによる安全対策より劣っており、同業他社の安全対策にも満たないものとなっている。

(ウ) セーフティジョイント装備の技術的実現可能性について

a 立川ブラインド工業株式会社が、平成26年3月の時点で、生後6か月の乳児の体重を想定して、6キログラムの力が加わると解除されるセーフティジョイントに加え、より強い力が加わらないと解除されない部品について紹介していることなどからすれば、本件製品の引渡時点において、40ニュートンを超える保持力を有するセーフティジョイントの制作が技術的に困難であったとは言えない。

b また、30ニュートンや40ニュートンより小さい荷重により昇降操作が可能となる本件製品の設計の実現可能性について検討すると、本件製品においては、操作コードがかかっている滑車（以下「操作滑車」という。）と網戸の巻取軸とは連結されており、操作コードを引っ張って操作滑車を回転させることで、巻取軸が連動して回転し網戸が上げ下げ

される仕組みとなっているから、昇降操作に要する荷重を小さくするには、てこの原理に従って、巻取軸の直径を小さくするか、操作滑車の直径を大きくすればよい。したがって、本件製品の巻取軸の直径が20ミリメートル、操作滑車の直径が45ミリメートルであり、本件製品の昇降操作に必要な最大荷重が73ニュートンであると仮定すると、昇降操作に要する荷重を30ニュートン又は40ニュートンより小さくするには、操作滑車の直径をそれぞれ64.5ミリメートル又は37.125ミリメートル長くすればよい。そして、操作滑車の直径の伸長に伴って本件製品の操作滑車等を収納するボックスの寸法が増大するとともに、操作コードの長さが長くなる可能性はあるが、当該ボックスの寸法の増大による効用の減少は、子どもの縊死事故発生の危険の減少と比較すれば僅かであるし、操作コードに付いている逆巻き防止のためのストッパー部分を操作滑車の駆動部に入るようにして操作コード全体を網戸の巻き取りに利用できるようにすれば、操作コードが長くなる問題も回避できる。そうすると、本件製品に関して、昇降操作に要する荷重が30ニュートン又は40ニュートンより小さくて足りる設計、すなわち本件製品の引渡時に既に存在していたセーフティジョイントを装備する設計は技術的に可能であった。

(被告YKKの主張)

ア 本件製品の危険性の特徴について

一般にループが形成されるコードによる子どもの縊死事故の危険は認知されている上、公的機関等がブラインドの操作コード等による子どもの縊死事故の危険性について注意喚起する広報活動を行っているから、本件製品における子どもの縊死事故の危険も、特段の知識を要することなく誰でも認識可能なものであって、なおかつ保護者として当然認識すべき危険である。また、操作コードを含む本件製品それ自体が有害な性質を有するものではなく、

本件製品の有する上記危険は、製品それ自体ではなく、利用者の使用方法に起因して生ずるものであり、なおかつ利用者の適切な使用によって、特別の知識や技術等を要することなく回避することが可能である。そうすると、本件製品の有する上記危険は、第一義的には本件製品の利用者において回避すべきものである。

5

イ 前記アのような本件製品の危険性を前提とすると、被告YKKとしては、利用者による子どもの縊死事故防止のための行動を容易にするための方策を取ることで、その責務を十分果たしているというべきであり、被告YKKの製造物責任の有無を判断する際にも、そのことを前提とすべきである。

10

そして、JIS規格（JIS A 4811）は、上記のような前提の下で、家庭用室内ブラインドに付属する操作コードによる子どもの縊死事故発生のリスクを最小限に抑えることを目的として、家庭内での使用態様、技術的水準及び公的機関や消費者団体の問題意識等を踏まえ、平成29年当時の最新の安全基準を定めたものであるから、本件製品は、同規格の要求事項を充足していれば、十分な安全対策が講じられていると評価されるべきである。そして、後記(ア)のとおり、本件製品は、JIS規格（JIS A 4811）の要求事項を充足しているのであり、後記(イ)ないし(エ)の事情も総合すれば、本件製品は、社会一般の常識に照らして、設計上も、指示・警告上も十分な安全対策が講じられているから、通常有すべき安全性を欠くものではなく、欠陥はない。

15

20

(ア) JIS規格への適合性について

a 原告らの指摘するJIS規格（JIS Z 8051）は、全ての製品に共通する安全規格であり、JIS規格（JIS A 4811）は、家庭用ブラインドという個別製品に関する安全規格であって、後者が前者に基づいて定められているという階層構造からすれば、第一義的には後者に基づいて安全性を検討すべきである。そして、家庭用ブラインド

25

の操作コードと本件製品の操作コードは、製品本体の目的及び性能は異なるものの、主要な構造及び子どもの縊死事故の危険性がある点は共通しており、JIS規格（JIS A 4811）は、正に操作コードによる縊死事故の防止を目的に制定されたものであるから、本件製品の使用に係る安全性を考慮するに際しても同規格を参照するのが相当である。

b 被告YKKは、平成26年10月以降、本件製品の操作コードを子ども手の届かない高さに保持できるクリップ及び注意タグ（コードを子ども手が届かない高さに保持しないことによるリスクに関する注意表示及びコードを子ども手が届かない高さに保持する手順等を記載したもの）を本件製品に同梱するとともに、取扱説明書や本件製品が掲載されたカタログにも子どもの縊死事故に関する注意喚起及びクリップの使用方法を記載しており、こうした被告YKKの取扱いにより、本件製品は、JIS規格（JIS A 4811）の要求事項を充足する製品となっている。経済産業省に設置されている消費経済審議会製品安全部会の製品事故判定第三者委員会による本件事故発生後の調査においても、本件製品がJIS規格（JIS A 4811）の要求事項を満たしていることが確認されている（乙39）。加えて、被告YKKは、組立・施工説明書により、本件製品を設置する業者に対して、クリップ及び注意タグを取り付けるように指示しており、クリップ及び注意タグが利用者の手元に到達するように配慮している。

c なお、本件製品は、以下のとおり、原告らの指摘するスリーステップメソッドの考え方に従ったとしても、通常有すべき安全性を備えていた。すなわち、本件製品について、本質的安全設計として、操作コードによるループが形成されない製品とすることは、本件製品の引渡当時の技術では困難であったから、ガード及び保護措置を検討することとなるが、

後記(イ) a のとおりセーフティジョイントを付加することは技術的に困難であった一方で、クリップの導入により子どもの縊死事故が生じるリスクが低減されていた。そして、被告YKKは、注意タグの同梱、取扱説明書の記載及びウェブサイトにおける注意喚起等の様々な方法で上記リスクに関する情報提供を行っており、これにより、本件製品のリスクは、許容可能な最低限のものとなっていた。

(イ) 代替設計等の技術的実現可能性等について

a 平成29年に制定されたJIS規格(JIS A 4811)において、「操作コードは必要なストロークを得るためループ状とする必要がある。」と明記されているように、平成29年当時においてループレス化は技術的に困難だったのであり、そのような状況は、本件製品の引渡時も同様であった。また、本件製品は、ブラインド等の遮光用窓カバー製品に比して昇降操作に要する荷重が大きい上、巻き上げ機構の違いや製作可能寸法の限界等も踏まえると、ブラインドやスクリーンに関する操作コードのループレス化の技術の存在をもって、本件製品のループレス化が可能であったとはいえない。

なお、被告YKKは、平成28年の消費者庁の注意喚起を受けて、本件事故発生前の平成29年3月から高窓用オペレーターのループレス化に係る研究開発を開始したことを皮切りに、約4年をかけて、複数の特許を出願するなどしながら、業界で初めて操作コードのループレス化を実現した高窓用オペレーターや上げ下げロール網戸を発売するに至った。被告YKKとしては、操作コードのループレス化に係る設計・開発の完了後も、試作品の作成及びテスト、生産設備の準備等の生産準備に係るプロセスを経て上記製品の発売に至っており、必要以上に操作コードのループレス化に係る研究開発が遅れたような事実はない。

b セーフティジョイントについては、被告YKKにおける実験結果(乙

21)により、平成26年7月時点において、本件製品の昇降操作に必要な一般的な荷重（操作コード1本あたり最大73ニュートン）が、生後6か月の乳児の平均体重を前提にしたときにセーフティジョイントが解除されるべき荷重（操作コード1本あたり約40ニュートン）を上回るため、セーフティジョイントを設置すると、本件製品の通常の昇降操作自体に支障が生じることが判明していた。そして、平成29年に制定されたJIS規格（JIS A 4811）においても、ブラインド等に係るセーフティジョイントに関して、生後6か月の乳児の平均体重を踏まえると操作コード1本あたり30ニュートン以下の荷重で解除されるべきであるが、そうすると、一般的な昇降操作により操作コードに対して掛かる荷重に耐えることが難しい点が指摘されていた。このような状況は、本件製品の引渡当時においても変わっておらず、本件製品に設置可能なセーフティジョイントは存在しなかった。

また、仮に、原告らが主張するように、本件製品の操作滑車の直径を長くすることで昇降操作に要する荷重を低減させることができるとしても、操作滑車等を収納するボックスが大きくなって本件製品が額縁（一般的な木造住宅の額縁として奥行約10センチメートルが想定される。）に納まらず、カーテンの設置等が困難となる可能性が高まるほか、操作コードの全長が操作滑車の直径に応じて長くなるために日常生活の中で使用者の身体や所持品が操作コードに引っかかる可能性や操作距離が増加することとなる。そうすると、機能や有用性が損なわれることがないような形で、セーフティジョイントを装備できるように、本件製品の通常の昇降操作に必要な荷重を低減することも困難であった。

したがって、本件製品にセーフティジョイントが装備されていなかったことをもって、本件製品に欠陥があったとはいえない。

なお、原告らは、操作コードに74ニュートン以上の荷重で解除され

るセーフティジョイントが装備されていればDのような6歳の子ども
の縊死事故の発生を防止できたから、そのようなセーフティジョイント
が装備されていなかったことをもって本件製品には欠陥があった旨主
張する。しかしながら、東京都報告書を作成するに当たってなされた実
5 験において、日本国内のブラインド製造業者3社から提供されたセーフ
ティジョイントに関して、セーフティジョイントが解除された際の荷重
が、コード1本あたり最小4.8ニュートン・最大30.4ニュートン
であったことが確認されたように、そもそも原告らの主張するようなセ
ーフティジョイントが実際に存在するか否か、また存在したとしてもそ
10 れが本件製品の構造に適合するか否か明らかではないほか、被告YKK
の実験結果（乙21）はサンプル数が少なく、74ニュートン以上の荷
重で解除されるセーフティジョイントであれば、本件製品の通常の昇降
操作に支障が生じないと判断することもできない。また、一般にセーフ
ティジョイントとは生後6か月の乳児の頭部がループに挿入された場
15 合を想定した安全対策であり、74ニュートン以上の荷重で解除される
セーフティジョイントはそのような乳児の縊死事故を防止することに
はつながらないし、JIS規格（JIS A 4811）の安全対策に
も、30ニュートンを超える荷重で解除されるセーフティジョイントの
記載はない。さらに、本件製品の本件窓における設置状況や本件製品周
20 辺の家具の配置状況等からすれば、本件事故の発生には椅子を本件製品
付近に移動させるなどのD自身の行動が介在していたものと考えられ
る上、JIS規格（JIS A 4811）では子どもは6歳未満の児
童と定義されており6歳の子どもの安全対策の対象から外されている
し、東京都報告書等からも6歳の子どもの縊死事故の発生は稀であるこ
25 とがうかがわれることも踏まえると、本件事故は、本件製品の通常予見
される使用形態によって生じたものとはいえない。そうすると、6歳以

上の子どもの縊死事故の発生防止を念頭に74ニュートン以上の荷重によって解除されるセーフティジョイントを装備することは、合理的に要求される安全対策の範疇を超えるものである。その上で、本件製品は、JIS規格（JIS A 4811）の要求事項を満たすことで、6歳以上の子どもの関係でも十分な安全性を備えていたから、原告らの主張するようなセーフティジョイントが装備されていなくとも欠陥があったとはいえない。

c 横引きロール網戸、アコーディオン網戸、スプリング式のロールアップ網戸は、それぞれ設置に適した窓が異なっており、窓の形状や位置、デザイン性、使用状況等に応じた使用者の選択肢にすぎず、本件製品の代替設計とはいえない。

d 固定具については、壁の材質として石こうボードが広く普及しているという日本の住宅事情を前提とすると、操作コードの操作を繰り返すことで固定具が外れやすくなる可能性が高く持続性に問題がある上、消費者自ら取り付けることが難しいため、有効な安全対策ではない。JIS規格（JIS A 4811）においても、固定具は安全対策として採用されていない。

e 本件製品の操作コードを短くするという点については、網戸を全部開閉するのに必要な操作コードの長さを確保したり、逆巻き防止のためのストッパーを操作コードに組み入れたりするという観点からすれば、操作コードを大幅に短くすることは技術的に不可能であるし、操作コードが短くなって操作コードの位置が高くなることで操作性も著しく低下する。原告らが指摘するカナダの規制は、立法政策上の判断としてひも付き窓カバー製品に関してより厳格な規制を導入することを決定した国が存在することを示すにすぎない上、施行されたのが令和3年5月1日であり、当該規制発表後から施行までの間は同規制に適合しない製品

であっても欠陥品として判断されるわけではないことを前提としており、本件製品について、引渡時の日本の社会通念を前提にしたときに、欠陥があったことを根拠付けるものではない。したがって、本件製品の操作コードが、子どもの頭部を通過する大きさのループを形成しない程度に短いものではなかったことをもって、本件製品に欠陥があったとはいえない。

(ウ) L I X I L 及び三協立山株式会社と比較しても、子どもの縊死事故を防止するために被告 Y K K が講じていた対策は、クリップや注意タグの出荷方法、取扱説明書の記載内容等の点で、不十分なものではなく、業界内の標準的なものであった。

(エ) 被告 Y K K は、本件事故発生後に、本件事故について消費者庁に報告し、独立行政法人製品評価技術基盤機構による調査を受けたが、現在に至るまで消費者庁や同法人から本件製品の安全対策が不十分であるといった指摘はなされていない。

ウ 原告らの主張について

(ア) 本件製品の出荷時に、クリップ及び注意タグが操作コードに装着されず同梱されるにとどまっていた点については、そもそも出荷時にクリップ及び注意タグを取り付けることまで J I S 規格 (J I S A 4 8 1 1) で要求されているわけではなく、前記ア(ウ)及び(エ)などからすればクリップを本件製品の設置の際に取り付けることが一般的に不相当な方法であったとはいえない上、被告 Y K K は、施工業者に対して組立・施工説明書によりクリップ等の装着を指示していたし、利用者自らがクリップ等を装着することも合理的に期待できたから、安全性に問題を生じさせるものであったとはいえない。

(イ) 本件製品の出荷時に、取扱説明書が同梱されなかった点については、被告 Y K K は、一人の施主に対して設置した製品の数に応じて同内容の複数

の取扱説明書が交付されることを避けるため、販売店を介して、施主の数に応じて取扱説明書を交付することとしている。そして、本件製品本体には、操作コードが子どもに絡まる危険性やクリップ使用の必要性等を記載したタグが同梱されており、操作コードによる縊死事故の危険が一般に認識されていることも踏まえれば、安全性に問題を生じさせるものではない。

(ウ) 原告らが、危険効用基準を用いて本件製品の危険性を論じている点に関しては、原告らが本件製品の危険性として指摘するものは、縊死事故により子どもが死亡する危険という抽象的なものにすぎず、その程度の危険を前提とするならば、加工食品や自動車といった社会に流通する多くの製品に欠陥が認められることになり、欠陥の有無を判断する基準として機能しないから相当でない。

(2) 争点(2)―被告土屋ホームの使用者責任・不法行為責任の成否（本件本訴の関係）

（原告らの主張）

ア 被告土屋ホームは、本件建物のリフォーム工事を請け負ってリフォーム工事後の本件建物の安全性を左右し得る地位に立つとともに、専門業者としてひも付き窓カバー製品には子どもの縊死事故につながる重大な危険があることを当然認識していたといえる。さらに、本件建物のリフォーム工事においては、被告土屋ホームの従業員であるEが、本件建物2階に未就学児が同居予定であることを具体的に認識していたから、被告土屋ホームは、原告ら家族に対し、本件建物のリフォームにより原告ら家族が危険にさらされることがないように配慮すべき注意義務を負っており、E及び同じく被告土屋ホームの従業員であるF（以下「F」といい、Eと併せて「Eら」という。）は、本件建物のリフォーム工事に係る業務を遂行するに当たって、上記注意義務に反しないように業務を遂行すべき義務を負っていた。具体的には、Eらは、①リフォーム工事の内容の提案に際して本件製品の設置を推奨せず又は少

なくとも本件製品に係る子どもの縊死事故の危険性及び本件製品以外の網戸の設置可能性について説明した上で、原告夫妻の了解を得ない限り本件製品を採用しない義務、②本件製品の設置に際し、クリップ等をコードに正しく装着すべき義務、③リフォーム工事後の本件建物2階の引渡しに際し、クリップ等がコードに装着されていることを確認するとともに、原告夫妻に対し、本件製品の取扱説明書を交付して本件製品の危険性及びクリップの使用

5 方法等を説明すべき義務を負っていた。

イ それにもかかわらず、Eらは、①原告夫妻に対して本件製品の危険性及び他の網戸の設置可能性について説明せず、独断で本件建物に本件製品を設置

10 することを決定し、②本件建物に本件製品を設置する際に、操作コードにクリップ等を正しく装着せず、③操作コードにクリップ等が装着されていない状態のまま、本件建物2階を原告Aに対して引き渡し、その際、原告夫妻に対して本件製品の取扱説明書を交付せず、本件製品の危険性やクリップの使用

15 方法等について説明をしなかった。したがって、Eらは、前記アの各注意義務を怠った。

ウ 被告土屋ホームの主張について

(ア) 被告土屋ホームは、Eらが、原告Bに対して、自ら操作コードを手にとって本件製品の昇降操作を実演したほか、操作コードに取り付けられたクリップ及びタグを指し示して、子どもの縊死事故の危険性やクリップの使用

20 方法等を説明した旨主張している。しかしながら、被告土屋ホームは、訴え提起前の照会に対する回答においては、「当該担当者は…クリップが操作コードに装着されず、ビニール袋に封入されて窓枠に置かれたままであることを認識していたか」との質問に対し、「窓際においたことを確認して」いると回答するとともに、本件訴訟開始当初も、Eらが自らクリッ

25 プを直接操作コードに設置する義務まで負うものとは判断できないとか、Eらにおいて原告夫妻にクリップ及び注意タグを交付したと主張するな

ど、クリップ及び注意タグが操作コードに装着されていなかったことを前提とする主張をしており、Eらが、その後になってコードに装着されたクリップやタグを提示して説明したことを思い出すというのは不自然であるから、被告土屋ホームの上記主張は虚偽である。原告夫妻は、操作コードの危険性、クリップを使用する必要性、クリップの使用方法について、Eらから一切説明を受けていない。

(イ) 被告土屋ホームの下請業者が、令和元年10月21日に操作コードにクリップ及びタグを装着した事実是否認する。また、仮にそのような事実があったとしても、①令和元年10月21日の時点では、操作コードはクリップ及びコードにつながれたカンに通されておらず、クリップが操作コードを挟んだ状態にすぎなかったから、クリップとタグが容易に散逸し得る状態にあったこと、②原告らが訴状においてクリップ及びタグが本件製品の取付施工時に操作コードに装着されていなかったことを被告土屋ホームの責任原因として主張したにもかかわらず、被告土屋ホームは、本件訴訟の当初には上記事実を主張していなかったところであるが、Eは、自らのスマートフォン内に保存された写真を確認すれば、本件製品の取付施工時に操作コードにクリップ等が装着されていたか否かは容易に確認できたはずであるから、被告土屋ホームが本件訴訟の当初に上記事実を主張しなかった理由としては、Eが、本件製品の取付施工時にはクリップが操作コードに装着されていたにもかかわらず、本件建物の引渡前に本件製品の昇降機能を確認した際に、クリップを取り外して窓際に置いたために、本件事故発生に責任を感じて上記事実を被告土屋ホームに報告できない心理状態にあったからであると考えるのが自然であることなどからすれば、Eが、原告ら家族が令和元年11月15日に本件建物2階に入居するまでの間に、クリップを取り外して窓枠に置いたと推測される。

(被告土屋ホームの主張)

ア 本件製品の操作コードが子どもの首に絡まるような事態は通常予想できるものではないし、本件製品の実際の設置場所や原告夫妻には6歳であったDよりも若い乳幼児がいなかったことなどからして、本件製品の設置は許容できない危険を伴うものであったとはいえないから、本件製品を採用すること自体は、一般的に許容される範囲内のものといえる。したがって、Eらにおいて、本件製品の危険性等について原告夫妻に対し説明した上で、その承諾を得ない限り、本件製品を採用しない義務を負っていたとはいえない。

5
10
なお、Eらは、リフォームに関して原告夫妻と協議をする中で、原告Bから原告Aが虫嫌いのため網戸を設置したい旨の要望を受けて、原告Bに対し、口頭で、上げ下げロール網戸を設置することを提案し、その承諾を得た。

イ Eらは、令和元年11月2日午後7時頃、本件建物2階において、原告夫妻に対して完成した工事の内容や設置した設備等の説明を行った際に、原告Bに対し、本件製品の操作コードの操作方法を説明するとともに、クリップに付属したタグを指し示しながら、操作コードが子どもの首等に巻き付く危険性やそのような事故発生を防止するためにクリップが存在することを説明した上で、原告夫妻に対しクリップ及びタグを交付した。したがって、Eらは、原告ら家族が本件製品の操作コードによって危険にさらされないように配慮すべき注意義務を果たしている。なお、被告土屋ホームの下請業者の従業員が、令和元年10月21日に操作コードにクリップ及びタグを装着し、被告土屋ホームの従業員も、同月31日にそれらが装着されていることを確認し、Eも同年11月2日にそれらが装着されている状態を確認した。そして、Eらが、その後に、操作コードからクリップ等を取り外して窓枠に置いたことはないし、そのようなことをする理由もない。

20
25
また、Eらは、原告Bに対し、本件製品の操作コードの危険性及びクリップの使用方法について説明しており、その説明を聞いた原告Bにおいて「わー危ない。」と発言するなど原告夫妻は操作コードの危険性を十分認識して

いた状況にあったから、Eらにおいて、さらにクリップ等を操作コードに装着したり、本件製品の取扱説明書を交付したりする注意義務までは負わない。

(3) 争点(3)―損害の発生の有無及びその額（本件本訴の関係）

（原告らの主張）

5 ア Dの損害

（ア） 死亡逸失利益 2 7 8 6 万 0 1 4 4 円

（イ） 死亡慰謝料 2 5 0 0 万円

（ウ） 原告夫妻は、Dの損害賠償請求権をそれぞれ2分の1の割合で相続した。

イ 原告らの固有の損害

10 （ア） 本件事故により最愛の娘を亡くしたことによる原告夫妻の精神的苦痛を慰謝するのに相当な額は、それぞれ800万円である。

（イ） 突然妹を失うとともに、本件事故直後のDを最初に発見したことによる原告Cの精神的苦痛を慰謝するのに相当な額は400万円である。

15 （ウ） 原告Aは、本件事故により、Dの葬儀関係費用として合計21万2350円の損害を被った。

ウ 弁護士費用

原告Aにつき346万円、原告Bにつき344万円、原告Cにつき40万円を認めるのが相当である。

（被告らの主張）

20 否認ないし争う。

(4) 争点(4)―申込金返還請求の可否（本件本訴の関係）

（原告Aの主張）

ア 主位的主張

25 原告Aは、令和2年4月15日に本件建築申込みに係る契約についてクーリングオフにより解除したから、被告土屋ホームは、本件建築申込みに係る契約に基づき原告Aから受領した本件申込金を速やかに返還する義務を負

う。

本件建築申込みに係る契約と本件契約 1 とは、それぞれ有償の被告土屋ホームの債務を内容とする準委任契約と請負契約という別個の契約であり、原告 A が支払った本件申込金は、あくまで本件建築申込みに係る準委任契約に基づく被告土屋ホームの役務提供に対する対価であるから、原告 A は、本件建築申込みに係る準委任契約を解除することにより本件申込金の返還を請求することができる。本件建築申込みに係る準委任契約と併せて、本件申込金を後日締結される請負契約に基づく請負代金の一部に充当する旨の合意もなされているが、この合意は、請負契約上の請負金額から本件申込金を差し引いた額を実際の請負代金額とする趣旨の合意にすぎないから、原告 A の返還請求を妨げるものではない。

イ 予備的主張

仮に、被告土屋ホームが主張するように、本件申込金が預り金であり、本件契約 1 の請負代金の一部に充当されたとしても、原告 A は、令和 2 年 2 月 4 日に本件契約 1 をクーリングオフにより解除したから、被告土屋ホームは、本件申込金につき返還する義務を負う。

(被告土屋ホームの主張)

本件申込金は、将来請負契約を締結した場合に請負代金に充当することを予定した預り金であり、原告 A の主張するような準委任契約に基づく役務提供の対価ではない。そして、原告 A が支払った 10 万円は、本件契約 1 の請負代金の一部に充当されているから、原告 A は、本件建築申込みに係る契約などというものを解除して、10 万円の返還を請求することはできない。

また、原告 A が主張する本件建築申込みに係る契約及び本件契約 1 のクーリングオフによる解除の主張は争う。

(5) 争点(5)ー被告土屋ホームによる法定書面の交付の有無（本件反訴の関係）

(被告土屋ホームの主張)

本件契約 1 ないし 3 に係る契約書には、クーリングオフが可能である旨及びクーリングオフの効果という重要な事項が記載されているとともに、本件契約 1 ないし 3 締結当時、原告 A は、被告土屋ホームの担当者である E の氏名及び連絡先を把握し、代金支払方法も明確に意識している状況であったから、被告土屋ホームが原告 A に本件契約 1 ないし 3 に係る契約書を交付したことをもって、被告土屋ホームが、原告 A に対して特商法 5 条 1 項所定の書面（以下「法定書面」という。）を交付したと評価される。

そして、原告 A は、法定書面の交付を受けてから 8 日が経過する前に本件契約 1 ないし 3 についてクーリングオフによる解除の意思表示をしていないから、原告 A は、本件契約 1 ないし 3 について、クーリングオフによる解除をすることができない。

また、契約の内容に本質的な変更を及ぼさない限り、追加変更契約については元の契約とは別に特商法の規制は及ばないと解すべきところ、本件契約 4 及び 5 は、本件建物のリフォームという目的を達するため、本件契約 1 及び 2 に付随して締結された契約であるから、本件契約 1 及び 2 とは別に特商法の規制は及ばない。そうすると、本件契約 4 及び 5 に関して、被告土屋ホームは原告 A に対して法定書面を交付していないものの、上記のとおり、本件契約 1 及び 2 についてクーリングオフによる解除が認められない以上、本件契約 4 及び 5 についても、クーリングオフによる解除は認められない。

（原告 A の主張）

法定書面は、法定の記載事項が全て記載され法定の様式を満たした書面であると解すべきことは文理上明らかであり、本件契約 1 ないし 3 に係る契約書は、いずれも法定の様式を満たしていない点が多数認められるから、本件契約 1 ないし 3 につき、法定書面の交付があったとはいえない。

また、仮に、クーリングオフに関する重要な事項の記載のある書面の交付があれば、法定書面の交付があったと解されるとしても、本件契約 1 ないし 3 に

係る契約書は、クーリングオフによる解除に関する一部の事項、事業者の連絡先、担当者の氏名等の記載が欠けているほか、代金の支払方法が不明確で、役務の種類も具体的に記載されていないなどの不備があり、いずれも購入者等に対して書面による正確な情報を提供した後に一定の熟慮期間を与えるというクーリングオフ制度の趣旨からして重要な事項の記載があるとはいえないから、本件契約1ないし3につき、法定書面の交付があったとはいえない。さらに、本件契約4及び5に係る注文書に関しては、クーリングオフに関する記載が一切ないから、法定書面の交付が認められないことが明らかである。

(6) 争点(6)ー特商法26条6項1号該当性及び同号の類推適用の可否(本件反訴の関係)

(被告土屋ホームの主張)

ア(ア) 特商法26条6項1号の「請求」は、購入者等が取引行為を行う意思があることを表示すれば足りると解されるところ、Eは、原告Aの依頼を受けた原告Bから本件建物の現場調査及び見積作成を求められて本件建物を訪問し、原告夫妻と協議を重ねて本件契約1ないし5の締結に至っているから、本件契約1ないし5に関し、原告Aは、特商法26条6項1号の契約を「締結することを請求した者」に当たる。また、Eは、令和元年6月21日、本件建物における打合せの際に、原告Bを通じて原告Aから、本件契約1及び2の契約締結のため同月29日に本件建物へ来訪するように求められたほか、同様に、令和元年8月22日の本件建物における打合せの際に、原告Bを通じて原告Aから、本件契約3及び4の契約締結のため同月24日に本件建物へ来訪するように求められ、令和元年10月5日の本件建物における打合せの際にも、原告Bを通じて原告Aから、同月19日に本件契約5を締結したいとの要望を受けた。原告Bを通じた原告Aからのこれらの連絡は、特商法26条6項1号の「請求」に該当する。

(イ) 本件建物は、原告Bの実家であり、原告Aは、本件契約1ないし5締結

以前に、本件建物の共有持分を取得している上、本件建物2階を原告ら家族の自宅として利用するためにリフォーム工事を実施しようとしていたから、本件建物は、特商法26条6項1号の「住居」に該当する。

(ウ) したがって、本件契約1ないし5に関しては、特商法26条6項1号によりクーリングオフに関する同法9条の規定が適用されない。

イ 仮に、前記(ア)の原告Bを通じた原告Aからの連絡が、いずれも特商法26条6項1号の「請求」に該当しないとしても、原告Aから依頼を受けた原告Bがウェブサービスを利用しながら多数の工事業者的の中から被告土屋ホームを選定したという本件契約1ないし5の締結に至るきっかけ、本件契約1ないし5の締結に至るまでの間、原告BとEとの間で多数回にわたる打合せや協議がなされたこと、その間Eが原告夫妻に対して一方的に打合せの実施を要請したり何の事前連絡もなく訪問したりするようなことはせず原告夫妻の都合に合わせて対応していたことなどからすれば、被告土屋ホームは原告夫妻に対して不意打ち的な勧誘を行っておらず、原告夫妻が十分な情報を取得した上で検討を重ねた結果として、原告Aは自ら希望して本件契約1ないし5を締結したことは明らかであるから、本件契約1ないし5に関しては、特商法26条6項1号の類推適用により、クーリングオフの規定は適用されない。

(原告Aの主張)

ア 「請求」の有無について

(ア) 特商法26条6項1号の「請求」があったといえるためには、購入者等があらかじめその申込み又は締結の意思を有していた契約の申込み又は締結を行いたいという明確な意思表示があったといえる必要がある。そして、購入者等と事業者との間に複数回のやり取りがある場合には、特商法26条6項1号の「請求」の有無の判断は、事業者から購入者等に対して生じる心理的影響を考慮すれば、全く別個の取引がなされていると評価で

きるようなときを除き、購入者等と事業者が最初に接触した時点を基準になされるべきである。

原告Bは、ウェブ上のサービスにより、別の3つのリフォーム工事会社のほかに被告土屋ホームの紹介を受け、Eとメールで直接やり取りするようになった後、他のリフォーム工事会社に対する見積りの依頼と並行して、被告土屋ホームに対しても本件建物のリフォーム工事の見積りを依頼したところ、Eが本件建物に初めて来訪した。そして、本件契約1ないし5は、本件建物のリフォームに係る一連の契約であるから、本件における特商法26条6項1号の「請求」の有無については、Eが、最初に本件建物を訪問した時点（平成31年2月9日）を基準に判断されるべきであり、遅くとも原告Aによる後戻りが困難となったと評価できる本件建築申込みのなされた時点（令和元年6月10日）を基準とすべきである。そうすると、平成31年2月9日の時点では、原告Bは、上記のとおりEに対して、本件建物のリフォームの見積りを依頼したにすぎないから、特商法26条6項1号の「請求」があったとはいえないし、本件建築申込みに関して特商法26条6項1号の「請求」に当たるような事実は認められないから、本件契約1ないし5に関して、特商法26条6項1号の「請求」があったとはいえない。

なお、原告Aが、原告Bを通じてEに対し、令和元年6月21日、同年8月22日、同年10月5日に、本件建物における本件契約1ないし5の締結を請求した事実は否認する。

(イ) 特商法26条6項1号により、クーリングオフの適用が除外されているのは、同号が規定する場合には、購入者等に訪問販売の方法によって商品等を購入する意思があらかじめあること及び購入者等と販売業者等との間に取引関係があることが通例であるということを前提としている。したがって、原告Aと被告土屋ホームとの間で本件建物のリフォーム工事に係

る取引開始までの間に取引関係がなかった本件においては、同号の類推適用の基礎を欠く。

イ 「住居」の該当性について

本件建築申込みがなされた場所はL I X I Lのショールームであって、原告夫妻の住居ではなかった。そして、原告Bが見積りのための訪問を依頼したり本件契約1ないし5の締結がなされたりした場所は本件建物であったが、本件契約1ないし5が締結された時点では、原告ら家族は本件建物に一切居住しておらず、原告Aが本件建物の持分を取得することが具体的に決定していたわけではなかった。そうすると、消費者の利益の保護等を目的とする社会立法である特商法の解釈は厳格になされるべきであることも踏まえると、原告Aは、「その住居において」契約を締結することを請求した者に該当しないことは明らかであるから、この点でも、本件契約1ないし5に関して、特商法26条6項1号によりクーリングオフの規定の適用が除外されることはない。

(7) 争点(7)ークーリングオフによる解除が権利濫用に当たるか否か(本件反訴の関係)

(被告土屋ホームの主張)

原告夫妻が自ら被告土屋ホームに対して連絡したことをきっかけに本件契約1ないし5が締結されるに至ったこと、本件契約1ないし5の締結前に、原告夫妻とEらとの間で打合せが重ねられ、原告Aは、本件契約1ないし5を締結するか否かを慎重に検討した上で自ら要望して本件契約1ないし5を締結したこと、原告夫妻は、本件事故発生前には本件契約1ないし5の内容に特段の不满を示しておらず、原告Aが、令和元年11月30日までに本件契約1ないし5の代金を完済することを明確に承諾していたことなどからすれば、原告Aは、本件事故の発生という理由で本件契約1ないし5についてクーリングオフによる解除をしており、そのような解除権の行使は、消費者保護という特商

法の趣旨にはそぐわない。加えて、原告Aは、本件契約1ないし5をクーリングオフにより解除することで、誠実に工事を完成した被告土屋ホームの代金回収に対する期待を何ら正当な理由なく裏切りながら、約2000万円の費用を要するリフォーム工事が実施された本件建物で居住する利益を得ることになり、取引の円滑が害されるのみならず、著しく社会正義と公正に反することになるから、原告Aのクーリングオフによる解除は権利の濫用に当たる。

(原告Aの主張)

特商法は、事業者に対して購入者等からの契約申込みや契約締結の際に法定書面を交付することを義務付けるとともに、事業者がこれを怠っている限り、いつまでも何らの他の要件充足を要することなく契約の解除を可能とすることで、特定商取引の公正の確保を図っており、事業者も法定書面を交付しさえすれば、いつまでも購入者等から契約を解除される可能性があるという不安定な地位から解放されるのであるから、契約締結過程や給付内容に問題があるか否か、クーリングオフによる解除を行う動機が何であるか、クーリングオフによる解除の結果として事業者がどのような損失を被るかといった事情のいかんによって、クーリングオフによる解除が権利濫用により制限されると解すべきではない。

また、原告Aは、被告土屋ホームから適切な情報提供がなかったために、本件建物のリフォーム工事の内容の中に、子どもが縊死する危険性を有するコードの付いた製品が含まれていたことを認識することなく本件契約1ないし5を締結したこと、すなわち、不適切な内容の契約を不適切な相手方と締結したことに気が付いたから本件契約1ないし5をクーリングオフにより解除したのであって、原告Aのクーリングオフによる解除は、被告土屋ホームの主張する消費者保護という特商法の趣旨にも合致するもので、何ら権利の濫用に当たらない。

(8) 争点(8)一代金支払期日の到来の有無（本件反訴の関係）

（被告土屋ホームの主張）

5 ア 被告土屋ホームは、原告Aから新たな住宅ローン融資を申請中であるため
 本件契約1ないし5に基づく代金を完済することはできないが、完済前に入
 居したい旨の要望を受けて、原告Aとの間で、本件契約1、2、4及び5に
 係る工事の完成を確認するとともに、原告Aが本件契約1ないし5に基づく
 残代金全額を令和元年11月30日までに支払う旨合意し、同日は到来した。

10 イ 本件契約3に基づくエクステリア工事は、原告Aが、当初融資を受けるこ
 とを予定していた金融機関から融資条件の変更を要求されたことを受けて、
 施工の中止を求めたため、一部未施工となっているが、前記アのとおり、原
 告Aは、本件契約3に基づくエクステリア工事の完成の有無にかかわらず、
 被告土屋ホームとの合意に基づき、本件契約3を含む本件契約1ないし5に
 基づく残代金全額を令和元年11月30日までに支払う義務を負う。

15 ウ 原告Aが主張するような黙示の合意は認められない。自宅のリフォーム工
 事の請負契約において、住宅ローンによる借入れが利用されることは通常
 のことであるから、原告Aが住宅ローンによる借入れを予定していたことが、
 ローンの実行が遅延する場合にはその間の支払を猶予する旨の黙示の合意
 を基礎づけるものとはいえない。また、原告Aの指摘する特約では、かえっ
 て原告Aがつなぎ融資によってでも支払を完了する旨規定されており、むし
20 ろ支払の猶予を認めないことを前提としたものといえる。

（原告Aの主張）

 ア 本件契約3に基づくエクステリア工事は未完成であるから、被告土屋ホー
 ムは、本件契約3に基づく請負代金を請求できない。

25 イ 被告土屋ホームが、原告Aは本件契約1ないし5の代金について住宅ロー
 ンによる借入れによって支払うことを予定していたことを了解していたこ
 と、本件契約1及び本件契約3において、本件建物の引渡時に、融資の実行

が間に合わない場合には、原告Aは被告土屋ホームの指定する金融機関においてつなぎの融資を受けて上記支払を完了することを原則とする旨の約定があることから、原告Aと被告土屋ホームとの間には、本件契約1ないし5の全てについて、原告Aが住宅ローンによる融資を受けられない場合にはその間の支払を猶予する旨の黙示の合意があったといえる。

そして、原告Aは、未だ住宅ローンによる融資を受けていないから、本件契約1ないし5の代金支払期日は到来していない。

第3 当裁判所の判断

1 認定事実1

前記前提事実に加え、後掲の各証拠及び弁論の全趣旨を総合すると、以下の各事実が認められる。

(1) 本件製品について（甲5、7、55、乙5、6）

ア 本件製品は、被告YKKが平成31年2月に製造して令和元年9月2日に理研サッシ販売株式会社に販売して引き渡した上げ下げロール網戸である。

イ 被告YKKによる本件製品の引渡しの際には、組立・施工説明書のほか、操作コードを束ねるためのクリップ（以下「クリップ」という。）及び本件クリップの使用方法等の記載されたタグ（以下「タグ」という。）が、直径数センチメートルのリング（以下「リング」という。）によってまとめられた物が同梱されていた。

組立・施工説明書は、表紙に「本説明書は、必ず組立て、施工される方にお渡しください。」と記載された本件製品の設置工事を実施する業者向けのもので、その中には、取付工事の最後の工程として、「ボールチェーンにクリップを取付けてください。」と記載されており、その横に、リングが操作コードに通された状態で、クリップ及びタグが操作コードに装着されている様子を表したイラストが掲載されている。また、タグには、一面に「クリップの使い方」として「この部品は、操作ひもをまとめるクリップです 操作しな

い時は、お子様の手の届かない位置で操作ひもをまとめてください」との記載とともに、操作コードがリングの中に通された状態のクリップにより操作コードがまとめられた様子のイラストが掲載され、その裏面には、「ご使用上の注意」として「操作ひもがお子様の首や体に巻きつくなど、思わぬ事故の原因となりますので、ご使用には十分ご注意ください」との記載とともに、ひも状のものが右首から左脇の下にかかった状態で泣いた様子の赤ん坊のイラストが掲載されている。

ウ 本件製品は、上部には網戸を巻き上げる機構及び巻き上げた網戸を収納するための約5センチメートル四方のおおむね四角形の側面を持つ直方体状のケースカバーが配置され、左右には上げ下げされる網戸の動きを制御するレールが配置される構造となっていた。また、本件製品は、窓の室内側に取り付ける製品のため、内開き窓や内倒し窓といった室内側に開く窓には設置できない。

(2) 本件製品以外の網戸や本件製品と類似の構造を有する製品に関する事実等

ア ブラインドの製造・販売等を行っている立川ブラインド工業株式会社は、平成26年3月17日、自社製品のうち、操作コードが存在しない又は円周30センチメートル以上のループが存在しない製品をチャイルドセーフティー製品とし、ブラインドの操作コードに生後6か月の乳児の体重を想定した6キログラムの荷重がかかるとループが分離する対策を施した部品をチャイルドセーフティー部品とし、チャイルドセーフティー部品の基準を満たさないが、ループ状のコードに力が加わるとループが分離する部品をセーフティー部品とするなどの安全基準を設定した旨公表したほか、同年4月1日から、ブラインドの出荷時に、操作コードを束ねるためのコードクリップを、製品に同梱する形から製品に組み込んだ状態にする形に変更した(甲12)。

イ 網戸の企画・製造・販売等の事業を行っているセイキ販売株式会社(以下「セイキ」という。)は、令和元年9月の時点で、本件製品と同様にループを

形成する操作コードを有する上げ下げロール網戸の他に、アコーディオン網戸、横引きロール網戸、スプリング式のロールアップ網戸を販売しており、これらの網戸にはいずれもループを形成する操作コードは付属していなかった。

5 アコーディオン網戸は、プリーツ加工されたネットが、上下の横枠と左右の縦枠に囲まれる形で配置され、上下の横枠に設置されたレールに沿って左右方向にネットが開閉し、開放時にはネットが折りたたまれた状態で左右の縦枠付近に収納される仕様となっている製品であり、網戸の開閉は網戸の端を手で直接持って左右方向に開閉する形でなされる。セイキが販売していた
10 アコーディオン網戸は、標準タイプでは縦枠及び横枠を設置するために4センチメートル以上の幅を有する窓枠を要し、埋め込みタイプでは縦枠及び横枠を埋め込むための幅及び深さ（幅は約3センチメートルを要し、深さは縦枠を埋め込む箇所で最低でも約4センチメートル・横枠を埋め込む箇所で約2センチメートルを要する。）を有する枠のある額縁の設置を必要とした。

15 横引きロール網戸は、左右又はその一方に網戸を巻き取る機構及び巻き取った網戸を収納するためのケースカバーが配置され、上下には開閉される網戸の動きを制御するレールが配置される製品であり、網戸の開閉は網戸の端を手で直接持って左右方向に開閉する形でなされる。セイキが販売していた
20 横引きロール網戸は、ケースカバーとして側面がおおむね4センチメートル四方の四角形である直方体の構造物を有し、上下のレールの幅は約3センチメートルであった。

 スプリング式のロールアップ網戸は、上部に網戸を巻き取る機構及び巻き取った網戸を収納するためにケースカバーが設置され、左右には開閉される網戸の動きを制御するレールが配置される製品であり、網戸の開閉は、網戸
25 下端に取付けられたプルコードを手で引っ張って網戸を下げるとともに、網戸下端のボトムバーを下方に手で押すことにより自動で網戸が巻き上げら

れる形でなされる。セイキが販売していたスプリング式のロールアップ網戸のケースカバーは側面がおおむね7センチメートル四方の四角形である直方体の構造物であり、左右のレールの幅は約3センチメートル、プルコードの標準の長さは30センチメートルであったほか、左右の幅が45センチメートル未満かつ上下の高さが1.2メートル以上となる形では製作できないとされていた。また、セイキは、スプリング式ロールアップ網戸とほぼ同様の構造を有する製品として、本件製品と同様にループを形成する操作コードを用いて網戸を上下に開閉する形の網戸も販売していたが、その操作コードの長さは、窓の高さ等に応じて標準として設定された長さから長くすることが可能であった。

(甲34ないし36)

ウ 株式会社ニチベイは、ループを形成しない操作コードの付属したスクリーンによって、平成28年度、平成30年度及び令和元年度のキッズデザイン賞(子どもの安心・安全に貢献するデザインを対象とする顕彰制度)において賞を受賞した(甲52)。

(3) ループが形成される操作コードが付属する製品に関する社会的動向及び被告YKKの対応等について

ア 東京都商品等安全対策協議会は、ブラインドやスクリーン等の操作コードやカーテンの留めひもが子どもの首に引っ掛かる事故に関し、平成25年10月頃から、国内外の事故事例、海外の規制状況及び日本国内の安全対策等を分析するとともに、消費者に対するアンケート調査や事故再現実験を実施するなどして、製品の改善、安全基準作成及び消費者に対する注意喚起等の観点から、国、東京都及び製品の製造販売事業者団体や関連団体に取り組むべき具体的事項について提言を取りまとめ、平成26年2月、「東京都商品等安全対策協議会報告書」(東京都報告書)を東京都に提出した。東京都報告書は、東京都が開設しているウェブサイトにも掲載されており、以下の内容

の記載がある（甲 9、10）。

(ア) 平成19年から平成25年までの間に、ブラインドやスクリーン等の操作コード等のひも部分が乳幼児の首に絡まる事故が少なくとも7件（子どもの年齢別には、0歳児1件、1歳児4件、4歳児1件、6歳児1件）発生したことが確認できた。

(イ) 東京都、神奈川県、埼玉県及び千葉県に在住で、生後3か月から6歳までの子どものいる、ひも部分のあるブラインドやスクリーンを所有している20代から40代の1030人を対象としたアンケートによれば、全体の15.3パーセントに当たる157人が、子どもがひもに引っ掛かったり絡まったりした又はそのようになりそうになった経験を有し、その経験に係る子どもの年齢については、年齢不詳の41件を除くと、2歳が35件と最も多く、次いで1歳の33件、3歳の23件、4歳の10件、0歳の9件、5歳の4件そして6歳の2件となる。また、上記157人のうち、そのような経験以前にひも部分の危険性を感じていたと回答したのは40.1パーセントであったほか、そのような経験の原因（複数回答を含む。）について、保護者の不注意と回答したのは65.6パーセント、子どもを含む使用者の不注意と回答したのは35.7パーセントであった一方で、商品に何らかの問題があったと回答したのが11.5パーセント、商品の注意表示・取扱説明書に問題があったと回答したのが1.9パーセントであった。

(ウ) 日本国内のブラインドメーカー3社から提供された4種類のセーフティジョイントを対象とした再現実験によれば、セーフティジョイントが外れた際の荷重の最小値が4.8ニュートン、最大値が30.4ニュートンであったところ、ブラインドの操作コードのループ部分に子どもの体重分の荷重がかかった場合には、ひも等にかかる荷重は最小で子どもの体重の半分の荷重となるため、生後6か月の子どもの平均体重が7.8キログラ

ムであることからすると、市販のブラインドに設置されているセーフティジョイントは子どもの縊頸事故を防止するために有効に機能するが構造上取り付けられないものもある。

(エ) クリップやフック等の安全器具については、毎回の使用が製品の利用者に委ねられるという問題点がある。そして、チェーン固定具（操作コードを一定の張力が生じた状態で設置するために、ブラインド等を設置する付近の壁にねじ止めで固定する装置）は、不適切な取付方法だと効果が減少するほか取付状況等によっては使用できない場合がある。また、ひも部分のない製品も存在するが、天井近くや床近くの位置からの操作性が悪かったり、使用できる場所が限られたりするために普及に向けて課題がある。

イ 日本ブラインド工業会は、平成26年7月、前記アの東京都報告書の内容等を踏まえて、「日本ブラインド工業会の実施基準」を制定した。その中には、製品安全対策として、①コード留め具（クリップ）の標準装備（乳幼児の手の届かない位置にコード（チェーン）を束ねることができるコード留め具を操作部に装着した状態で出荷すること）、及び②解除ジョイント（セーフティジョイント）の標準装備（生後6か月の乳幼児の体重を想定した6キログラムの荷重でループが分離する解除ジョイントをコードに装着すること）を、居住住宅での使用が想定される製品について平成27年6月末までに順次実施することが定められたほか、安全意識向上策として、危険性の認知・子どもの特性・家具の配置・安全器具の説明・事故情報の提供という5項目に係る注意喚起をホームページ・取扱説明書等で行うこと及び事故防止表示のイラストのみならず家具の配置に関するイラストも設定して注意喚起を行うことを平成26年7月から順次実施することが定められた（甲32）。

ウ 被告YKKは、平成26年8月頃、社内で網戸の操作コードの安全対策について検討し、①ループレス化については現行商品の対策として速攻性に欠

けること、②セーフティジョイントについては、日常の開閉操作で操作コードにかかる力によっても操作コードが解除され得るため設置が困難であること、③防護措置として操作コードを子どもの手の届かない位置でまとめるクリップを設定すること、④情報提供として注意喚起及びクリップの使用方を記載したタグを同梱することなどが確認された（乙２０）。

被告ＹＫＫは、平成２６年７月頃、上記検討の前提として、東京都報告書において６か月児の平均体重が７．８キログラムであるから６か月児の首に巻き付いた場合に操作コード１本に掛かる荷重は３．９キログラムと想定されていることを踏まえ、上げ下げロール網戸の操作コードにおいて日常の操作を想定した開閉動作の中で４０ニュートンを超える荷重が掛かるか否かについて、３人の被告ＹＫＫ従業員が実際に操作コードを操作する形で検証した。その結果、横や手前に操作コードを引っ張る形で操作する場合、網戸を巻き上げて上がり切った際に操作コードに衝撃が加わる場合、網戸が上がり切った状態でさらに網戸を巻き上げようと誤って力を加えた場合等で、操作コードに４０ニュートンを超える荷重（最大で７３．９ニュートン）が加わることが確認された（乙２１）。

エ ＪＩＳ Ｚ ８０５１及びＪＩＳ Ｚ ８１５０について

「安全側面－規格への導入指針（ＪＩＳ Ｚ ８０５１）」は、平成２７年１２月、工業標準化法（なお、同法は令和元年７月の改正によって産業標準化法へと法令名が変更され、日本工業標準調査会及び日本工業規格の呼称も、それぞれ日本産業標準調査会及び日本産業規格へと変更された。）に基づき、日本工業標準調査会の審議を経て、経済産業大臣が制定した日本工業規格（以下「ＪＩＳ規格」という。）であり、国際規格である「ＩＳＯ／ＩＥＣ Guide ５１」を基に、製品又はシステムの使用中に起きるリスクの低減等を目的として、規格作成者が規格に安全側面を導入するための要求事項及び推奨事項を規定したものである。その中では、規格作成者は、製品又は

システムの意図する使用及び合理的に予見可能な誤使用のために、安全側面を考慮しなければならず、更に許容可能なリスクレベルを達成するためにリスクを低減する方策を規定しなければならず、当該製品又はシステムの規格化において、許容可能なリスクレベル達成のためのリスク低減方策を明記することが望ましいとされている。その上で、リスク低減の原則として、スリー

5 ーステップメソッドが記載されており、リスクを低減する際の優先順位は、①本質的安全設計、②ガード及び保護装置の付加、③最終使用者のための使用上の情報提供とされ、本質的安全設計がリスク低減のプロセスにおける最初でかつ最も重要なステップであり、本質的安全設計方策が合理的にハザード

10 ド（危害の源）を除去することも、リスクを十分に低減させることもできない場合には、常にガード及び保護装置を使用するとされている。また、併せて、最終使用者には、設計者・供給者から提供された情報に沿ってリスクの低減を果たす役割があるが、本質的安全設計方策及びガード又は付加的保護方策を適確に実施せずに、使用上の情報を提供するだけで済ませてはならないと指摘されている（甲１３）。

15

また、平成２９年１２月に制定されたＪＩＳ規格である「子どもの安全性－設計・開発のための一般原則（ＪＩＳ　Ｚ　８１５０）」の中でも、危害の軽減及び防止の対策として同様の指摘がなされており、特に、子どもの場合、ガード及び保護装置は、叩く、投げるといった行動によって取り外されたり

20 無効にされたりする場合があることから本質的安全設計は最も重要なステップであることや、使用上の情報を提供しても的確に伝わらずほとんどリスクは低減しないと考えるのがよく、本質的安全設計並びにガード及び保護装置の付加を確実に実施することが望ましいことが指摘されている（甲３０）。

オ　消費者庁は、平成２８年６月２９日、「ブラインド等のひもの事故に気を付けて！－平成２２年から平成２６年までに３件の死亡事故－」と題する文

25 書を公表し、平成１９年以降ブラインド等のひもによる６歳未満の子どもの

5 縊死事故が10件（子どもの年齢別には、0歳児1件、1歳児4件、2歳児1件、4歳児2件、6歳児1件、不明1件）確認されているなどとして、ひも部分がない商品やセーフティジョイント等の安全器具を備えた商品といった安全性の高い商品を選択したり、クリップ等でひもをまとめたり、ソファやベッドをひもの近くに設置しないようにしたりするように消費者に対して注意喚起を行った（甲11）。

10 また、東京都生活文化局も、平成28年6月及び平成30年6月に、家庭内のブラインド類やスクリーン類のひも等が子どもの首に絡まって窒息する事故が発生している旨の注意喚起を行っており、その際、ひもが付属していないなどの安全性の高い製品の選択、クリップ・解除ジョイント・チェーン固定具等の安全器具の活用及び家具の配置に対する注意を呼び掛けている（乙29、30）。

15 カ 被告YKKは、平成29年3月頃、株式会社ハイレックスコーポレーション（以下「ハイレックス」という。）と高窓用オペレーターのループレス化に係る共同の製品開発を開始し、同年10月頃には、被告YKKの社内展示会において高窓用ループレスオペレーターを展示し、平成30年3月9日にはハイレックスと共同で同製品に係る特許を出願した。この出願に係る特許は、令和元年9月19日公開された（乙44ないし46）。

キ J I S A 4811について（乙1）

20 平成29年12月に制定されたJIS規格である「家庭用室内ブラインドに附属するコードの要求事項－子どもの安全性（JIS A 4811）」は、主として家庭で用いる室内ブラインド（ブラインド、ロールアップスクリーンを除くスクリーン及びシェード）に附属するコードにおける6歳未満の子どもの安全性に関する要求事項について規定するものであり、コードに関する要求事項として、①通常状態の室内ブラインドに付属するコードが可接域（通常状態の室内ブラインドにできるだけ接近して直立した子どもが伸

25

ばした手がコードに触れられる領域)に存在しないこと、又は②可接域にコードが存在する場合に、そのコードによって形成される全てのループが、⑦一定の荷重によって、子どもの頸部への荷重が解放される機能(30ニュートン以下の荷重によって分離されるコード等)をもつこと、④子どもの頭部が挿入可能なループを形成しないこと、若しくは⑤コードを子どもの手の届かない高さに保持できる手段をもつことなどのいずれかを満たすことが要求事項とされている。なお、上記⑤の要求事項に関しては、コードを子どもの手の届かない高さに保持する手順が、取扱説明書に記載されており、かつ、コードを子どもの手の届かない高さに保持しないことによるリスクに関する注意表示及びその説明について取扱説明書に記載されていることが確認できた場合は適合と判定するとされている。

このJIS規格の解説の中では、操作コードは必要なストロークを得るためにループ状とする必要があり、操作コードに解除ジョイントを設けることは、30ニュートン(6か月児の体重を考慮して設定された解除力の規定値)の保持力では操作力に耐えることが難しかったり、操作コードを巻き上げる滑車(プーリー)に解除ジョイントが引っかかったりするなどの理由で現状では技術的に困難であるとの記載があるほか、固定具に関して、日本で壁の材質として広く普及している石こうボードでは、固定具に繰り返し荷重が掛かるとねじ穴が容易に広がって固定具が壁から外れてしまうため、有効に機能しにくく、安全器具として、規格の対象とはしなかった旨の記載がある。

ク 被告YKKは、平成30年8月頃、セイキとの間で、収納網戸のループプレス化についての共同開発に係る協議・検討を開始して、令和2年12月10日にセイキと共同で、収納網戸のループレス機構に関する6件の特許を出願し、この出願に係る特許は令和4年6月22日に公開された。平成30年8月20日に、被告YKKの担当者及びセイキの担当者らが参加して、セイキから被告YKKに対する商品提案会が行われたが、同提案会の議事録には、

操作コードのない仕様の上げ下げロール網戸に関して、「網戸を巻き上げる際に上まで手が届くかという課題はあるが、上まで巻き上げるのは網戸を使わないシーズンのみと考えれば、この仕様も受け入れられるのではないか。」「首吊り事故防止は重要課題で、窓も操作紐をなくす方向で動いている。」「網戸の操作紐なし仕様は、1年後の2019年8月を目標に発売を検討したい。」「操作紐なし仕様のサンプルを後日セイキからYKKAPに貸し出しし、モニター調査を実施する。この仕様が女性等にも受け入れられるかを確認。」などと記載されている（乙49、50）。

ケ カナダでは、平成31年4月、誰でも触れることのできる操作コードの付属する室内用窓カバー製品の操作コードに関して、操作コードがループを形成する場合には、1歳児の頭を通過しないように、操作コードの周長が44センチメートルを超えてはならないとする規制が公表された。なお、この規制には、発効まで2年間の猶予期間が設けられた（甲49）。

コ 被告YKKは、令和3年2月15日、同社の製造している高窓用オペレーター及び上げ下げロール網戸に使用されている操作コードについて、同年4月以降に発売される製品から、従来のループを形成するものではなく、一本のひも状のものを標準仕様とすることで、ループレス化することを発表した（甲51）。

(4) その他の事実

ア 頸部圧迫による窒息は、縊頸（頸部に索状物が巻かれた状態で、それに対して自らの体重で張力をかけて頸部を圧迫すること）・絞頸（頸部に索状物が巻かれた状態で、それに対して体重以外の力により張力をかけて頸部を圧迫すること）・扼頸（手、腕、下肢を用いて頸部を圧迫すること）の3つに分類される。そして、縊頸における死亡機序としては、頸部血管の閉塞により脳への酸素供給が遮断されること又は気道の圧迫及び舌根の後上方への挙上による気道の閉塞によって不可逆的な臓器障害が発生して死に至る機序

のほか、頸静脈洞や迷走神経の圧迫による心停止があり、気道の閉塞は縊死の必要条件ではない。また、縊死が生じた場合に、15秒以内に気絶し、2ないし3分で脳虚血により死に至る可能性があることが指摘されている（甲23、24）。

5 イ 平成28年12月に制定されたJIS規格である「安全側面－規格及びその他の仕様書における子どもの安全の指針（JIS Z 8050）」の中では、月齢6か月から10歳の子どもの探索行動である物の中へ体を挿入することの例として、子どもは指を物の中に入れることなどによって探索し始め、成長するにつれて、手足や頭等の体の他の部分及び体全体を物の中に挿入し始めるという指摘がなされている（甲8）。

ウ 厚生労働省が、令和2年12月に公表した令和元年国民健康・栄養調査報告によれば、4歳から6歳まで男児の平均身長（センチメートル）・平均体重（キログラム）はそれぞれ、103.7・16.4、110.5・18.2、114.9・20.6であり、4歳から6歳までの女児の平均身長（センチメートル）・平均体重（キログラム）は、それぞれ、102.9・16.5、107.5・17.7・114.7・20.4であった（甲31）。

2 争点(1)（被告YKKの製造物責任の成否・本件製品の欠陥の有無）について

(1) 製造物責任法における「欠陥」とは、当該製造物の特性、その通常予見される使用形態、その製造業者等が当該製造物を引き渡した時期その他の当該製造物に係る事情を考慮して、当該製造物が通常有すべき安全性を欠いていることをいう（同法2条2項）。

(2) 本件事故と本件製品の通常予見される使用形態について

ア 前記前提事実及び上記認定事実のとおり、本件製品は、被告YKKが平成31年2月に製造して令和元年9月に販売引渡しをした上げ下げロール網戸であり、床から約90センチメートルから199センチメートルの高さの本件窓に設置され、その操作コードは、その下端が床から約114.5センチ

チメートルとなる高さで周長約175センチメートルのループを形成していた。

そして、本件事故発生当時のDの身長が105センチメートルであったことからすると、本件事故は、Dが、本件製品の操作コードの近くで背伸び、跳躍又はいす等の一定の高さのあるものの上にのぼるなどした際に、操作コードが誤ってDの首に絡まるなどしたことによって発生したものと考えられる。

イ 被告YKKは、この点に関し、Dの年齢や本件事故の発生状況等を根拠に、本件事故は、本件製品の通常予見される使用形態によって生じたとはいえない旨主張する。

しかしながら、本件製品は、一般家庭を販売対象としており、その年齢を問わず子どもによる日常的な接触可能性が想定されるものである。そして、前記1(3)オのとおり、本件製品のようにループを形成する操作コードの付属する製品について、周囲の家具の配置に関する注意喚起がなされているように、本件製品の設置された一般家庭において、本件製品の近くに子どもの踏み台となり得るような家具が配置される可能性があることは容易に想像できる上、保護者が家庭内において子どもの行動を絶えず監視したり、子どもの行動を完全にコントロールしたりすることが容易ではないことも想像に難くない。以上に加え、前記1(4)イで指摘されているような子どもの特性等も踏まえると、6歳児も含む子どもが、本件製品の操作コードのループに首を絡めるといった誤使用までもが、本件製品の通常予見される使用形態に当たることを前提とすべきである。そうすると、前記アのとおり発生したと考えられる本件事故は、本件製品の通常予見される使用形態によって発生したものというべきである。

(3) 本件製品の安全対策について

ア もっとも、本件製品は、操作コードを束ねるためのクリップが、その使用

方法や子どもの縊死事故に関する注意喚起等の記載されたタグの付された状態で同梱されて出荷されており（前記 1 (1)イ）、本件製品の利用者が、当該クリップを使用して操作コードを束ねることでループの形成を防ぐことができ、これによって、あらゆる年齢の子どもが操作コードにより縊死することのない状態とできる安全対策が取られていた。そして、このようなクリップの使用方法には何ら難しいところはなく、大人であれば、通常、容易に実施可能な安全対策であったといえる。

加えて、本件製品においては、同梱されたクリップに付されたタグに、クリップの使用方法がイラスト付きで掲載されるとともに、操作コードが子どもの体に巻き付く事故に関する注意喚起が記載されており（前記 1 (1)イ）、その内容は、本件製品の利用者において操作コードの危険性やクリップの使用方法を十分理解するに足りるものであるから、本件製品の危険性や適切な使用方法についての指示・警告がなされていたといえる。

以上によれば、本件製品については、ループを形成する操作コードが乳幼児の首に絡まる危険性を低減させる安全対策が採られていたといえる。

イ この点、原告らは、操作コードの危険性に起因する事故を利用者の行動によって回避することを前提とするべきではなく、製品自体の設計により子どもが頸部を挿入し得る形状のループを形成しない又は子どもの首に巻き付くことがあっても縊死にまでは至らせないものでない限り、一般消費者の期待に応えるものではないと主張する。

確かに、平成 26 年 2 月に東京都に提出された東京都報告書の記載にあるように、ブラインドやスクリーンの操作コードのひも部分等が乳幼児の首に絡まる事故が報告されるなど、この頃には、社会において、乳幼児の可接域にループを形成する操作コードの付属した製品を置くことについての危険性が認識されており、また、確かに、そのような事故を防ぐためには、ループプレス化などの本質的安全設計を実現することが最も望ましいといえる。し

かしながら、本質的安全設計を実現するためには、技術的な課題や操作性の課題もあるところ、①平成29年12月に制定されたJIS規格（JISA 4811）において、本件製品と同様にループを形成する操作コードの付属する家庭用室内ブラインドに係る子どもの安全性に関して、操作コードを子どもの手の届かない高さに保持できるクリップのような手段も安全対策の一つとして規定されていたこと（前記1(3)キ）、②本件製品の引渡当時、被告YKKの同業他社においても、本件製品と同様の操作コードの付属した上げ下げロール網戸が販売されていたこと（前記1(2)イ）、③カナダにおいては、室内用窓カバー製品の操作コードの長さを一律に制限するという規制が行われており、この規制は日本における同種製品に対する規制に比して先駆的であるといえるが、そのようなカナダにおいても、本件製品の引渡当時には、上記規制に適合しない製品の流通が許容されており（前記1(3)ケ）、その時点ではクリップ等による安全対策も併用されていたと考えられること、④平成26年2月に取りまとめられた東京都報告書の作成に先立って実施された一般消費者を対象としたアンケートの結果（前記1(3)ア(イ)）からすれば、一般消費者の間で、窓カバー製品の操作コードにより子どもが縊死する事故について、製品自体の問題というよりは使用者の側の問題であると考えられる傾向があったことを一定程度読み取ることができること、本件製品の引渡当時までの間にそのような一般消費者の意識が大きく変革したような事情を認められる証拠はないことなどからすれば、本件製品が引き渡された令和元年9月当時において、本件製品の操作コードによる子どもの縊死事故を防止するための安全対策として、ループレス化等の本質的安全設計や他の安全対策を採用していなかったことが不合理であったといえるような事情のない限り、クリップ等のガード及び保護措置を付加し、かつ、利用者に対する製品の危険性や適切な使用方法についての指示・警告を徹底することにより、ループを形成する操作コードが乳幼児の首に絡まる危険性を低減し、乳

幼児の安全性を確保する方法を採用することが、社会的に容認されていなかったとは認め難い。

(4) クリップ以外の安全対策等について

ア 本件製品の操作コードのループレス化について

5 原告らは、被告YKKが、東京都報告書が公表された平成26年2月の時点でループレス化の研究開発を開始していれば、本件製品の操作コードのループレス化は、本件製品の引渡し時点において、技術的に十分実現可能であったと主張する。

10 しかしながら、被告YKKは、平成29年3月頃から自社製品のループレス化に係る製品開発の一環として高窓用オペレーターのループレス化に着手し（前記1(3)カ）、その後令和3年4月にループレス化された高窓用オペレーター及び上げ下げロール網戸を発売するに至っているが（前記1(3)コ）、一般的な製品開発と比較して時間を要したとか、漫然と製品開発が先送りされたといったような状況をうかがわせる事実を認めるに足りる証拠はない。

15 また、ループレス化された操作コードの付属したスクリーンは、本件製品の引渡しより前から発売されており（前記1(2)ウ）、証拠（甲53、乙50）によれば、本件製品の引渡し以前に特許出願されていた技術と、令和3年4月に発売された上げ下げロール網戸に使用されている技術との間には類似しているように見える点も少なくないものの、結局のところ、そのようなスク

20 リーンの特許技術を上げ下げロール網戸に応用できるか否か又応用できる場合にどのように応用されることになるのかについては証拠上判然としな

いから、本件製品の引渡しより前に上記スクリーンの特許技術が存在していたことをもって、本件製品の引渡しにおいて、ループレス化された上げ下げロール網戸の発売を期待できたと認めるには足りない。

25 そうすると、本件製品の引渡しにおいて、本件製品の操作コードをループレス化することが、技術的に可能であったということはできず、また、被告

YKKによって適切な製品開発がなされていれば、被告YKKから令和3年4月に発売されたループレスの上げ下げロール網戸を、本件製品の引渡当時に販売することができたということもできない。

イ セーフティジョイントについて

5 (ア) 本件製品にはセーフティジョイントが装備されていなかった。もっとも、
本件製品の引渡当時までの間には、セーフティジョイントに関して、主に
生後6か月程度の乳児の縊頸を前提とした議論がなされ、開発済みのセー
フティジョイントも基本的にはそのような乳児の体重を踏まえて設計さ
れていたといえるところ（前記1(2)ア、1(3)ア(ウ)、1(3)イ、(3)キ）、①開発
10 済みのセーフティジョイントは、本件製品において通常想定し得る操作に
伴って操作コードに掛かる可能性のある荷重によっても解除されてしま
う可能性があったこと（前記1(3)ウ）に加え、②上げ下げロール網戸と同
様にループを形成する操作コードの付属するブラインド等に関しては、既
に平成26年3月の時点でセーフティジョイントの装着された製品が販
15 売されていた（前記1(2)ア）一方で、上げ下げロール網戸に関しては本件
製品の引渡当時においても、操作コードにセーフティジョイントが装着さ
れた製品が被告YKKだけでなく同業他社からも販売されていたような
事情を認められる証拠はないことも踏まえると、本件製品の引渡当時にお
いて、本件製品にその機能を著しく損なうことなく開発済みのセーフティ
20 ジョイントを装着することが技術的に可能であったと認めるには足りな
い。

(イ) 原告らは、セーフティジョイントに関して、例えばDのような6歳児の
平均体重を想定した荷重によって解除されるものであれば、本件製品の通
常の開閉操作には支障が生じない旨主張する。確かに、前記1(3)ウの被告
25 YKKによる実験結果を前提とすると、4歳児から6歳児の平均体重（前
記1(4)ウ）を前提とした荷重（約80ニュートンないし約100ニュート

ン)によって解除されるセーフティジョイントであれば、本件製品の通常の開閉操作に支障を生じない可能性がうかがわれる。しかしながら、立川ブラインド工業株式会社の平成26年3月の公表内容(前記1(2)ア)によっても、上記のようなセーフティジョイントが具体的に存在したことを認めるには足りず、他に本件製品の引渡当時において上記のようなセーフティジョイントが存在したことを認めるに足りる証拠はないから、本件製品の引渡当時において、原告らの主張するセーフティジョイントを本件製品に装着することが技術的に可能であったとは認められない。また、仮に、本件製品の引渡当時において原告らの主張するようなセーフティジョイントが存在していたとしても、前記(ア)のとおりセーフティジョイントに関しては主に生後6か月程度の乳児の縊死を前提とした議論がなされており、実際にも3歳以下の子どもの縊死事故又は縊死につながり得る事故の割合が多数を占めていた(前記1(3)ア(ア)及びイ、1(3)オ)という状況も踏まえると、原告らの主張するようなセーフティジョイントを採用していなかったことが不合理であったとまではいえない。

さらに、原告らは、本件製品の操作滑車の直径を大きくすることなどにより、本件製品の開閉操作に要する荷重を開発済みのセーフティジョイントを装着できる程度に低減させることが可能であった旨主張する。この点については、本件製品の操作滑車の直径を大きくすることができたとしても、それに伴って、本件製品の収納ケースが大きくなったり操作コードの長さが長くなったりするなどして、本件製品を設置できる窓が制約されるといった課題が想定され、やはり、原告らの主張するようなセーフティジョイントを採用していなかったことが不合理であったとはいえない。

ウ 本件製品の代替となり得る製品について

本件製品の引渡当時において、アコーディオン網戸、横引きロール網戸、スプリング式のロールアップ網戸といったループを形成する操作コードの

付属していない網戸製品が販売されていた。

もともと、それぞれの網戸は、本件製品の引渡当時において、前記1(2)イのとおり、収納ケースの大きさや枠・レールの幅、製造可能なサイズ、開閉操作の方法等に違いがあった一方で、建物における窓の配置や大きさ、窓周
5 辺の構造は一律ではないから、例えば左右の窓枠に必要な幅が確保されてい
ない窓にはアコーディオン網戸や横引きロール網戸が設置できなかったり、
横幅が狭く縦に長い形状の窓にはスプリング式のロールアップ網戸を設置
できなかったりするなど、設置可能な窓に一定の制約があった。また、網戸
を購入する利用者の年齢や家族構成等について多様なものが想定される中
10 で、本件製品の流通を認めないことが、網戸の開閉操作方法といった観点か
らの消費者の選択の余地を狭めることにつながる面も否定できない。そうす
ると、本件製品をそのような代替製品に置き換えなかったことが不合理であ
ったとはいえない。

エ その他原告らの主張する安全対策について

15 (ア) 原告らは、本件製品の操作コードの長さを、子どもの頭部が通過しない
程度のループしか形成しないように短くする安全対策を指摘するが、そも
そも、本件製品の引渡当時において、そのような操作コードの付属した製
品の製造・販売が技術的に可能であったか否かについて証拠上判然としな
い。また、操作コードが短くなれば、高所に設置された窓における網戸の
20 開閉が不可能又は困難となるから、本件製品の設計において、操作コード
の長さを短くすることで、一定の操作性が損なわれる可能性があったとい
える。

(イ) さらに、原告らは、本件製品の安全対策として固定具を付属品として採
用することを指摘するが、固定具については、日本の住宅事情を前提とし
25 た場合には、操作コードの付属するブラインドの安全対策として汎用性に
欠ける旨の指摘がなされており（前記1(3)キ）、同じく付属品であるクリ

ップによる安全対策に比して、その実効性に有意な差があるとはいえない。

(5) 指示・警告上の欠陥について

原告らは、クリップという安全器具の使用によって安全性を確保するものであるとしても、そのような場合には、利用者がクリップの存在及び使用方法並びにクリップを使用する必要性を確実に認識できるような措置が講じられていない限り、通常有すべき安全性を欠き、欠陥があるというべきところ、本件製品におけるクリップによる安全対策は、クリップが本件製品の出荷時に操作コードに装着されておらず、設置者に対してクリップの装着に関する適切な指示がなされていなかったといった点で不十分である旨主張する。しかしながら、本件製品に同梱された組立・施工説明書には、本件製品の設置者に対して、操作コードにクリップを取り付ける旨の指示がイラスト付きで記載されていた（前記1(1)イ）。また、後記3のとおり、本件製品に関して、原告夫妻に対してもクリップ及びタグが交付されたと認められるところであり、本件製品の引渡当時、本件製品と同様に被告YKKの製造販売した上げ下げロール網戸に関して、設置者がクリップを操作コードに取り付けることを失念するなどしてクリップが利用者の手に渡らないことが問題となっていたような事実は証拠上うかがわれない。そして、上述のクリップに付属したタグの記載内容及びクリップの使用法に特段難しいところはないことも踏まえると、本件製品の操作コードの危険性に対する被告YKKの安全対策は、クリップが出荷時に操作コードに装着されていなかった点をもって不十分であったとまではいえないし、本件製品の危険性や適切な使用方法に係る指示・警告の点で不十分であったともいえないから、原告らの上記主張は採用できない。

(6) まとめ

以上検討したところを総合すると、本件製品については、クリップといういわゆる保護措置の使用によって操作コードによるループの形成を防ぎ、子どもが操作コードにより縊死する危険性を低減する安全対策が取られていたとこ

ろ、そのような安全対策について、本件製品の引渡当時の社会における安全に対する要請や社会的期待を中心としてその是非を検討するに、本件製品の設計に係る技術的な状況並びに本件製品及びその設計の有用性等からするとループレス化等の本質的安全設計や他の安全対策が採用されていなかったことが不合理であったとまではいい難いことも併せて考慮すれば、社会的に容認されていなかったとは認め難いから、本件製品は、その引渡しの時点において、その設計上、通常有すべき安全性を欠いていたとは認められない。そして、本件製品については、操作コードによる子どもの縊頭の危険性及び上記安全対策に係るクリップの使用方法についての指示・警告の点でも、不十分な点があったとはいえないから、その点でも通常有すべき安全性を欠いていたとは認められない。

したがって、本件製品には、本件製品の引渡当時において、欠陥があったとは認められず、被告YKKの原告らに対する製造物責任法3条に基づく損害賠償責任は認められない。

3 争点(2) (被告土屋ホームの使用者責任・不法行為責任の成否) について

(1) 認定事実2

既に認定した事実に加え、後掲の各証拠及び弁論の全趣旨を総合すると、以下の各事実が認められる。

ア 被告土屋ホームは、令和元年6月29日、本件建物のリフォーム工事を請け負うこととなり（前記第2の2(2)イ）、Eがリフォームの計画作成を、Fが工事の施工を担当し、その中で、Eが本件窓に本件製品を設置することを決定した（証人E）。Eは、被告土屋ホームが本件建物のリフォーム工事を請け負うに至るまでの間の原告夫妻とのやり取り等を通じて、原告ら家族の家族構成を把握し、リフォーム後の本件建物2階に当時6歳のDが居住することを認識していた（証人E）。

イ 被告土屋ホームの下請業者は、同年10月31日までに、本件窓に本件製

品を設置し、その操作コードにクリップ及びタグを取り付けた。Eは、同日に本件窓周辺の様子の写真を撮影したが、当該写真からは、操作コードにその一部がビニール袋に入った状態のクリップ及びタグが取り付けられている様子が確認できるものの、それらが操作コードにどのように取り付けられているかは判然としない（丙11）。

ウ Eらは、同年11月2日、本件建物2階において、原告夫妻と本件契約3に係る工事内容の打合せ、本件建物におけるリフォーム工事の施工内容の確認及び原告Aによる本件建物のリフォーム工事代金の調達方法の協議等を行った。その際、Eは、本件窓の前において、原告Bに対し、本件製品の操作コードに装着されたクリップに付属していたタグを指で指しながら、操作コードによって形成されるループによって子どもの首が絞まる危険性があることやクリップの使用方法等の説明を行った（丙12、証人E）。

エ 原告ら家族は、同月15日に本件建物2階に入居した（甲71）。原告ら家族は、本件建物2階のリビング・ダイニング・キッチン内に配置されたダイニングテーブル（以下「本件ダイニングテーブル」という。）において、同月18日の本件事故発生までの間に食事をしたほか、原告Aは、同月16日に、本件ダイニングテーブルにおいて、所得税の年末調整に関する資料の整理を行った（原告A、原告B）。

オ 兵庫県甲子園警察署の警察官が、本件事故発生当日に本件建物に臨場した際には、タグの付属したクリップ2セットが、本件ダイニングテーブルの上になずれもビニール袋に入った状態で置かれていた（甲78）。

カ 本件事故発生後の原告夫妻と被告土屋ホームとの間のやり取りについて
原告夫妻は、被告土屋ホームに対し、令和2年5月19日付けで、本件事故に関して、被告土屋ホーム及び被告土屋ホームの従業員を被告とする損害賠償を求める訴えの提起を予告するとともに、15項目の事項について照会を行った。その照会事項の中には、①被告土屋ホームの従業員が、本件建物

2階を原告夫妻に引き渡した当時、本件製品の組立・施工説明書に「ボールチェーンにクリップを取付けてください。」との記載があること及びクリップが本件コードに装着されず、ビニール袋に封入されて窓枠に置かれたままであることを認識していたか、②被告土屋ホームの従業員は、原告夫妻に本件製品の取扱説明書を交付したか、交付したとする場合には、いつ、原告夫妻のいずれに対し、どのような方法で交付したか、③被告土屋ホームの従業員は、原告夫妻に対し、本件製品の危険性及びその危険の回避方法について説明したか、説明したとする場合には、いつ、原告夫妻のいずれに対し、どのような方法で、どのように説明したかといった事項が含まれていた（甲16）。

被告土屋ホームは、原告夫妻に対し、令和2年6月9日付けで、上記照会に対して回答した。被告土屋ホームは、上記①に対して、「E及びFにおいて、X様との間で、説明書等を窓枠においたことを確認しています。」と、上記②及び③に対して、「工事完成後の引き渡し時前、X様に対し、少なくとも、注意書が記載された説明書とともに、チェーンを留めるためのクリップを交付しています。その上で、Eらは、B様に対し、チェーンが巻き付くことによる事故のおそれが図とともに記載された箇所を提示し、危険性を説明していますが、このことは、従前のX様との協議においても共通認識となっている事項で」あり、「当社としては、本件製品以外にも各種設備の取扱説明書が存在するところ、A様及びB様に対してこれらを交付したと認識しています。」と、それぞれ回答した（甲17）。

(2) 判断

ア 本件製品は、前記2で述べたとおり、子どもが誤って使用した場合には縊頸という生命・身体に対する危険を生じさせる可能性を有するものであるから、子どもがそのような危険にさらされることのないように対処がなされる必要がある。その上で、Eは、リフォーム工事後の本件建物2階において6

歳のDが居住することを認識しながら本件製品を本件窓に設置することを決定し、Fは、本件製品の設置を含めEの作成した計画に基づく本件建物のリフォーム工事の施工を担当した（前記(1)ア）。そうすると、Eらは、リフォーム工事後に本件建物2階を原告Aに引き渡すに当たり、原告ら家族との関係において、本件製品の上記危険が現実化することのないように配慮すべき注意義務を負っていたと解される。

イ もっとも、前記(1)ウにおいて認定したとおり、Eは、令和元年11月2日に、原告Bにタグの付属したクリップを引き渡した上で、本件製品の操作コードにより子どもの首が絞まる危険性があることなどを説明した事実を認めることができるから、Eらが前記アの注意義務を怠ったとは認められない。

ウ これに対し、原告夫妻の供述中には、原告夫妻はEから前記(1)ウのような説明を受けたことはない旨をいう部分がある。

しかしながら、原告ら家族は、本件建物2階に入居してから本件事故が発生するまでの約3日間、本件ダイニングテーブルを食事等で日常的に利用していたところ（前記(1)エ）、本件事故発生直後にタグの付属したクリップが本件ダイニングテーブル上に置かれていたこと（前記(1)オ）からすれば、上記クリップが原告夫妻の認識の及ばないところで放置されていたとは考え難く、少なくとも原告ら家族が本件建物2階に入居して以降、上記クリップについては、原告夫妻が、その存在を認識しつつ管理していたものと認められる。加えて、令和元年10月31日の時点で本件製品の操作コードにタグの付属したクリップが取り付けられていたこと（前記(1)イ）や、同年11月2日から本件事故発生までの間に、Eらが原告夫妻に対し本件製品に関する説明をしたり、原告夫妻が上記クリップを偶然発見したりしたような事情は証拠上うかがわれないことも踏まえると、Eらが、同日に原告夫妻に対して上記クリップを引き渡し、その際に、クリップに付属したタグに記載されている内容である本件製品の操作コードの危険性や使用方法等について説明

したと考えるのが合理的である。したがって、これに反する原告夫妻の上記供述部分は採用することができない。

なお、原告らは、本件訴訟開始前及び本件訴訟当初の被告土屋ホームの主張内容等からすれば、前記(1)ウの認定を裏付けるEの供述部分は信用できない旨主張するが、被告土屋ホームは、本件訴訟開始前の令和2年6月9日の時点で、前記(1)ウの認定を裏付けるEの供述部分とおおむね同内容の主張をしていたのであるから（前記(1)カ）、原告らの上記主張は採用できない。

エ　ところで、原告らは、Eらには、本件製品の組立・施工説明書記載（前記1(1)イ）のとおりクリップを操作コードに設置しなかったという注意義務違反がある旨主張するが、クリップに付属したタグには、クリップの装着方法及び使用方法がイラストを用いて記載されるとともに、操作コードが子どもの首や体に巻き付く事故に関する警告が記載されており（前記1(1)イ）、その内容は理解や実現が難しいものとはいえず、利用者がタグの付属したクリップの引渡しを受けることで本件製品に対する安全対策を講ずることを十分に期待できることなどを考慮すると、Eらが、クリップを原告Bに引き渡したのみで、組立・施工説明書記載のとおり操作コードに装着しなかったことをもって、前記アの注意義務に違反したとまではいえない。また、原告らは、Eらには、原告夫妻の承諾を得ない限り本件製品を本件建物に設置しない義務があった旨主張するが、前記2のとおり、本件製品は通常有すべき安全性を欠いていたとまではいえず、Eらが、原告夫妻から本件建物のリフォーム工事の内容に関して、逐一説明を要求されたり原告夫妻の承諾を得ることを逐一要請されたりしていたような事情はうかがわれないことなどを踏まえると、Eらがそのような注意義務を負っていたとはいえない。

オ　以上によれば、Eらは、民法709条に基づく損害賠償責任を負わないから、被告土屋ホームも、民法715条に基づく損害賠償責任を負わず、被告土屋ホーム自身が民法709条に基づく損害賠償責任を負うとも認められ

ない。

4 小括

以上からすると、争点(3)について判断するまでもなく、被告YKK及び被告土屋ホームは、原告らに対する損害賠償責任を負わない。

5 認定事実3

既に認定した事実に加え、後掲の各証拠によれば、本件建築申込書及び本件契約1ないし5に係る契約書の記載内容等に関して、以下の各事実が認められる。

(1) 本件建築申込書には、「申込着手金は別途請負契約締結時に請負代金の一部に充当処理させていただきます。」、「会社は申込着手金受領後、敷地・当該建物等の調査、実測、建築基準法等の法的調査、建築プラン作成等を経て、申込者と協議の上請負代金を確定し請負契約を締結いたします。」、「申込者の都合によって請負契約締結前にこの申込みを取消す場合は、会社が提供した業務等に対する費用として当申込着手金より、その30%以上をお支払いいただきます。」との記載がある（甲20）。

(2) 本件契約1に係る契約書は、契約年月日欄に令和元年6月29日と記載された工事請負契約書と題されたもので、工事の概要として「内外部改修工事」と記載され、添付資料欄の「価格書（又は見積書）」にチェックが付されているほか、請負代金の支払に関して申込時に自費で10万円を支払うこととされている。また、契約書末尾には、「クーリングオフについて（説明書）」と題する赤色の枠線で囲まれ黒字で記載された箇所があり、その中には、「「特定商取引に関する法律」の適用を受ける場合には、この説明書面受領日から起算して8日以内は、お客様は文書をもって工事請負契約の解除（クーリングオフと呼びます）ができ、その効力は解除する旨の文書を発したときに生じるものとします。」、「ただし、お客様がリフォーム工事建物やインテリア商品等を営業用にご利用する場合や、お客様からのご請求によりご自宅でのお申し込みまたはご契約を行った場合等の場合はクーリングオフの権利行使はできません。」、「上記

期間内に契約の解除（クーリングオフ）があった場合、当社は契約の解除に伴う損害賠償または違約金支払を請求することはありません。」「万一、契約の解除があった場合に、既に商品の引渡しが行われているときは、その引取りに要する費用は当社の負担とします。」「また、契約解除のお申し出の際に既に受領した金員がある場合、速やかにその全額を無利息にて返還致します。」との記載がある（丙１）。

また、Eは、原告Bが令和元年6月29日に本件契約１に係る上記契約書にA名義の署名押印をした際に、「A様邸内外部改修工事」と題する同日付けの価格書を交付した。この価格書には、部屋ごとの工事内容が記載されているものの、工事内容の記載としては、例えば2階のリビング・ダイニング・キッチンについては「改築工事（木下地）」、「壁ビニールクロス（500番台）」、「新設工事」、「撤去工事」、「天井ビニールクロス（500番台）」、「設備：2F流し台新設」、「台所窓AW4」、「LD勝手口AW6」、「LD窓AW8」といった記載がなされており、本件窓に本件製品が設置されることは明示されていない（甲４１）。

(3) 本件契約２に係る契約書は、契約年月日欄に令和元年6月29日と記載された工事請負契約書と題されたもので、工事の概要として「塗装工事」と記載され、添付資料欄には記載がない。また、契約書末尾には、「クーリングオフについて（説明書）」と題する箇所に前記(2)と同様の記載がある（丙２）。

(4) 本件契約３に係る契約書は、契約年月日欄に令和元年8月24日と記載された工事請負契約書と題されたもので、工事の概要として「エクステリア工事」と記載され、添付資料欄の「価格書（又は見積書）」にチェックが付されている。また、契約書末尾には、「クーリングオフについて（説明書）」と題する箇所に前記(2)と同様の記載がある（丙３）。

また、Eは、原告Bが令和元年8月24日に本件契約３に係る上記契約書にA名義の署名押印をした際に、本件契約３に係る同日付けの見積書を交付した

ものの、この見積書には、名称「エクステリア工事」、数量「1」、単位「式」、金額「3, 295, 000」と記載されているのみであった（甲73）。

(5) 本件契約4に係る注文書は、令和元年8月24日付けの工事注文書と題されたもので、工事の概要として「カップボード工事」と記載されている。また、同書面にはクーリングオフに関する記載はない（丙4）。

(6) 本件契約5に係る注文書は、令和元年10月19日付けの工事注文書と題されたもので、工事の概要として「照明器具物販」と記載されている。また、同書面にはクーリングオフに関する記載はない（丙5）。

6 争点(4)（申込金返還請求の可否）について

(1) 本件建築申込書の記載内容（前記5(1)）等からすれば、原告Aと被告土屋ホームとの間で、本件申込金に関して、原告Aが被告土屋ホームと請負契約を締結した場合には、本件申込金を当該請負契約に基づく請負代金の一部の支払に充てる旨の合意があったと認められる。そして、本件契約1に係る契約書の記載内容（前記5(2)）等からすれば、上記合意に基づき、本件申込金は、本件契約1に基づく請負代金の一部である10万円の支払に充てられたことが認められる。そうすると、本件申込金10万円は、本件契約1に基づく請負代金の一部であるというほかなく、被告土屋ホームが「本件建築申込みに係る契約」などというものに関連して受領している金銭とはいえないから、「本件建築申込みに係る契約」などというものの性質について検討するまでもなく、原告Aは、「本件建築申込みに係る契約」などというものをクーリングオフにより解除することにより特商法9条6項に基づき本件申込金の返還を請求することができるとはいえない。

(2) もっとも、原告Aは、令和2年2月4日に被告土屋ホームに対し、本件契約1をクーリングオフにより解除する旨の意思表示をしている（前記第2の2(3)ア）ところ、後記7以下で述べるとおりその解除は有効であるといえるから、被告土屋ホームは、特商法9条6項に基づき、本件契約1に基づく請負代金の

一部の支払に充てられた本件申込金 10 万円を、本件契約 1 に関連して受領した金銭として、原告 A に対して返還すべき義務を負う。

そして、本件申込金の額等に照らせば、被告土屋ホームは、遅くとも原告 A による上記意思表示に係る通知が発信されてから 2 か月以上経過した令和 2 年 4 月 30 日までには、上記 10 万円を返還すべきであったといえるから、原告 A に対して、10 万円及びこれに対する同年 5 月 1 日から支払済みまで民法所定の年 3 パーセントの割合による遅延損害金を支払うべき義務を負う。

7 争点(5) (被告土屋ホームによる法定書面の交付の有無) について

(1)ア 原告 A が交付を受けた本件契約 1 ないし 3 に係る契約書には、前記 5 (2) ないし (4) の記載があるところ、これらの契約書の交付をもって、原告 A が法定書面の交付を受けたといえるか否か検討する。

イ 本件契約 1 については、契約書に工事の概要として「内外部改修工事」と記載されていることに加え、被告土屋ホームから原告 B に対し契約書と併せて工事内容の記載された価格書が交付されているものの、その記載内容（前記 5 (2)）からすれば、工事の具体的な内容や設置される設備の内容等は明らかではなく、例えば本件窓に本件製品が設置されることも上記価格書の記載のみからは判読できない。次に、本件契約 2 については、契約書に工事の概要として「塗装工事」と記載されるのみ（前記 5 (3)）で、工事の具体的な内容やその範囲等が明らかとはいえない。また、本件工事 3 についても、契約書に工事の概要として「エクステリア工事」と記載されるのみで、被告土屋ホームから原告 B に対し契約書と併せて交付された見積書にも「エクステリア工事」と記載されているにとどまるから、工事の具体的な内容は明らかでない。以上からすると、本件契約 1 ないし 3 に関して、原告 A が原告 B を介して被告土屋ホームから交付を受けた書面には役務の種類の記載があったということとはできない。

そして、役務の種類は、正に契約の内容として契約を維持するか否かの判

断に直接影響を及ぼす事項であり、重要な事項といえる。

ウ また、本件契約 1 ないし 3 に係る契約書には、役務提供契約の解除に関する事項として、クーリングオフにより解除をすることができることに関する記載はある一方で、クーリングオフによる解除があった場合には、既に当該役務提供契約に基づき役務が提供されたときにおいても、役務提供事業者は、役務の提供を受ける者に対し、当該役務提供契約に係る役務対価その他の金銭の支払を受けることができないことや、当該役務提供契約に係る役務の提供に伴い役務の提供を受ける者の土地又は建物その他の工作物の現状が変更されたときは、役務の提供を受ける者は、当該役務提供事業者に対してその原状回復に必要な措置を無償で講ずることを請求することができること（特商法 4 条、特商法施行規則 6 条 1 項の表の上欄 3 号の下欄イないしト参照。なお、特商法施行規則 6 条 1 項に係る上記の規定内容については、令和 2 年内閣府・経済産業省令第 1 号施行の前後を問わず同じ内容である。）に関する記載はなされていない（前記 5 (2)ないし(4)）。

役務提供事業者からの役務の対価等の支払請求の可能性や役務が提供された後の原状回復に係る事情は、クーリングオフによる解除を選択した際の利害得失に関わるものとして契約を維持するか否かの判断に直接影響を及ぼす事項といえるから、重要な事項といえる。

エ そうすると、原告 A が原告 B を介して被告土屋ホームから交付を受けた本件契約 1 ないし 3 に係る契約書は、契約を維持するか否か判断する上で必要といえる重要な事項について記載が欠落していたといわざるを得ないから、原告 A が、本件契約 1 ないし 3 に関して法定書面の交付を受けたとはいえない。

(2) さらに、本件契約 4 及び 5 に係る注文書にはクーリングオフに関する記載はなく（前記 5 (5)及び(6)）、ほかに原告 A が、本件契約 4 及び 5 において被告土屋ホームからクーリングオフに関する記載のなされた書面の交付を受けた事実

を認めるに足りる証拠はない。したがって、原告Aが、本件契約4及び5に関して、法定書面の交付を受けたとは認められない。ところで、被告土屋ホームは、本件契約5が請負契約ではなく売買契約である旨主張しているが、売買契約においても法定書面には前記(1)と同様の記載をすることが要求されているから、仮に本件契約5を売買契約と解するとしても上記判断は異ならない。

(3) 以上のとおりであるから、原告Aによる本件契約1ないし5についてのクーリングオフによる解除が、権利行使可能な期間が経過したという点で制限されることはない。

8 争点(6)（特商法26条6項1号該当性及び同号の類推適用の可否）について

(1) 認定事実4

既に認定した事実に加え、後掲の各証拠及び弁論の全趣旨を総合すると、以下の各事実が認められる。

ア 原告夫妻は、平成31年2月頃、本件建物において原告Bの父母と同居するために、Dが小学校に入学する令和2年4月頃までの完成を目指して、本件建物のリフォームを行うことを計画した（前記第2の2(2)ア）。

イ 原告Bは、平成31年2月上旬頃、ウェブサービスにより紹介を受けた被告土屋ホームほか複数の業者に本件建物のリフォーム工事に関する相談を行い、見積りを依頼した（甲43）。

ウ Eは、平成31年2月9日、本件建物を訪問し、本件建物の状態等を確認した。また、Eは、同年3月8日、本件建物を訪問し、現地確認を実施し、同月30日にも、本件建物を訪問し、原告Bに対し、2種類の間取図を示して、リフォームプランの説明をした。

エ 原告BとEは、同年3月下旬頃からメールでやり取りするようになった。メールのやり取りの中で、Eは、原告Bに対し、同月30日にイメージパースを示し、同年4月2日に原告夫妻の検討状況を伺い、原告Bは、Eに対し、同日に他業者にも相見積りを依頼している状況を伝え、被告土屋ホームによ

る詳細な見積りを依頼し、Eは、原告Bに対し、同月15日に他業者との打合せを進めている状況であるものかを尋ね、Eとの打合せの日程連絡を求め、原告Bは、Eに対し、同年5月10日、Eの本件建物への訪問日を同月20日とするよう依頼した。

5 オ Eは、同日、本件建物を訪問し、原告夫妻と対面し、本件建物のリフォームに係る概算費用の提案を行い、見積金額1506万6000円（税込み）とする概算見積書を交付した（甲40）。

カ 原告BとEは、同日以降もメールでやり取りを続けた。メールのやり取りの中で、原告Bは、Eに対し、同年5月24日、外階段設置、平屋の解体、
10 外構工事など全て込みで1800万円程度に収めることはできないか尋ね、同月25日、融資に関するEの助力に礼を述べた。

キ 原告Bは、同年6月2日、Eに案内されて、パナソニックのショールームを訪れた。

ク 原告BとEは、同日以降もメールでやり取りを続けた。メールのやり取りの中で、原告Bは、Eに対し、同日に次にショールームを訪れる日程を確認
15 するとともに、同月3日から同月9日にかけては融資先銀行の意向として、本件建物持分の原告Aへの名義変更が必要となること、ローン審査はその後となることなどを告げられた旨の報告をした。

ケ 原告Bは、同月10日、Eに案内されて、グランフロント大阪内のLIX
20 ILのショールームを訪れた（前記第2の2(2)ア）。Eは、同日、同ショールームにおいて、原告Bに対し、本件建築申込書を提示した。原告Bは、同日にEから署名押印を求められることを予期しておらずちゅうちょしたが、Eから工事内容はいくらでも変更できると言われ、本件建築申込書に原告Aの名で署名押印する形で本件建築申込みを行った。原告Aは、本件建築申込を
25 追認し、同月19日、被告土屋ホームに対し、本件申込金10万円を支払った（前記第2の2(2)ア、原告B）。

コ Eは、同月15日、本件建物を訪問し、被告Bと対面で打合せを行い、同月21日にも、本件建物を訪問し、被告Bと対面で打合せを行った。

サ Eは、同月29日、本件建物を訪問し、被告Bに対し、本件契約1及び2に係る契約書を提示した。被告Bは、同日に本件契約1及び2に係る契約書に署名押印することになるとは考えておらず、当日は印鑑を持参せず、本件建物に赴いていたが、Eから頼まれ、また、この段階では、被告土屋ホームに本件建物のリフォーム工事を注文してもよいと思っていたことから、当時の自宅マンションに印鑑を取りに戻り、本件建物において、本件契約1及び2に係る契約書に原告Aの名で署名押印した。その後、原告Aは、本件契約1及び2の締結を追認した（前記第2の2(2)イ、原告B）。

シ 原告夫妻とEはその後も打合せを続け、原告Aと被告土屋ホームは、いずれも本件建物において、同年8月24日に本件契約3及び4につき原告Bが原告Aの名で契約書に署名押印し、後に原告Aがこれを追認し、同年10月19日に本件契約5につき原告Aが契約書に署名押印して、各契約を締結した（前記第2の2(2)イ）。

ス 原告Bは、平成30年11月12日の時点で、Eに対し、住宅ローンの関係で、銀行の担当者を紹介してもらったことについて礼を伝えるメールを送信した。

(2) 判断

ア その住居において売買契約若しくは役務提供契約の申込みをし又は売買契約若しくは役務提供契約を締結することを請求した者に対して行う訪問販売（以下「請求訪問販売」という。）については、クーリングオフについて定めた特商法9条の規定は適用されない（特商法26条6項1号）。

そこで、まず、原告Aが、本件契約1ないし5を締結することを請求したといえるか否か検討する。

イ 原告Bは、原告Aから本件建物のリフォーム工事に関してリフォーム工事

業者との交渉を委ねられていた中で、平成31年2月に被告土屋ホームに対して、本件建物のリフォーム工事の見積りを依頼した（前記(1)イ）。しかしながら、以下の理由から、この見積りの依頼をもって、原告Aが、本件契約1ないし5の締結を請求したということとはできない。

5 すなわち、請求訪問販売の場合にクーリングオフに関する規定が適用されない趣旨は、請求訪問販売においては、購入者や役務の提供を受ける者の側に訪問販売の方法によって商品の購入や役務の提供を受ける意思があらかじめあったり、購入者や役務の提供を受ける者と販売業者や役務提供事業者との間に取引関係があったりすることが通例であることからして、いわゆる
10 押し付け販売的要素がなく、クーリングオフに関する規定を適用することでかえって日常生活において支障なく行われている取引に無用の混乱を生じさせるおそれがあると考えられることによるものと解される。そうすると、契約を締結することの請求があったといえるためには、購入者や役務の提供を受ける者が、当該販売業者や役務提供事業者と契約を締結する意思をあらかじめ有し、その意思に基づいて契約の締結を行いたい旨の意思表示をした
15 と認められる必要があると解するのが相当である。そうであるところ、原告Bが、被告土屋ホームに対して、上記見積りを依頼した時点では、原告夫妻は、被告土屋ホーム以外のリフォーム業者に対しても本件建物のリフォーム工事に関する相談を行っており、被告土屋ホームと契約を締結する意思を有
20 していたとは認められないから、上記見積りの依頼によって、原告Aが本件契約1ないし5の締結を請求したということとはできない。

ウ また、被告土屋ホームは、本件契約1及び2については令和元年6月21日に、本件契約3及び4については令和元年8月22日に、本件契約5については令和元年10月5日に、それぞれ、Eが、原告Aから原告Bを通じて、
25 本件建物において各契約を締結したいとの請求を受けた旨主張し、Eの陳述書（丙14）中にはこれに沿う部分がある。

しかしながら、上記の陳述書の記載部分は、Eが原告Bから本件契約1及び2の締結の要望を受けたという内容に限られ、その内容も原告Bによる発言がなされた際の状況や話の流れといった点について具体性を欠く。その上、①原告夫妻が、本件契約1及び2の締結前の段階で、本件建物のリフォーム工事全体の内容や代金に関して被告土屋ホームから受領した資料として証拠上認められるのは、イメージパースや概算見積書のみであったこと、②Eと原告Bとの間のやり取りの内容からすれば、本件契約1及び2が締結された時点においても原告Aによる代金調達の具体的な目途が立っていなかったことがうかがわれること、③原告夫妻は本件建物のリフォーム工事の完成時期について令和2年4月頃を念頭に置いていたことからすれば、原告夫妻が、令和元年6月21日の時点で、本件契約1及び2の締結を積極的に請求する動機があったとはいえない。これらの事情に加え、原告Bは、令和元年6月29日に本件契約1及び2に係る契約書に署名押印することになるとは考えておらず、当日は印鑑を持参せず本件建物に赴いたが、Eから頼まれて当時の自宅マンションに印鑑を取りに帰ったことに照らすと、Eの陳述書の上記記載部分は採用できず、他に、被告土屋ホームの上記主張に係る事実を認めるに足る証拠はないから、被告土屋ホームの上記主張は採用できない。

エ 以上からすると、原告Aが本件契約1ないし5の締結を請求した事実を認めることができないから、請求訪問販売該当性の判断の基準時や本件建物が「住居」に当たるか否かといったその余の点について判断するまでもなく、本件契約1ないし5は、請求訪問販売によって締結された契約とはいえない。

オ ところで、被告土屋ホームは、本件契約1ないし5に関して、特商法26条6項1号に該当しなくとも、同号の類推適用により、クーリングオフについて定めた特商法9条の規定は適用されないというべきである旨主張する。

請求訪問販売の場合にクーリングオフの規定が適用されない趣旨は、前記

イのとおりであると解されるが、原告Aと被告土屋ホームとの間には本件契約1ないし5の締結に至る前に取引関係があったような事実は証拠上認められない。また、原告Bは、本件契約1及び2を締結した令和元年6月29日の段階では、本件契約1及び2を締結する頃には、被告土屋ホームに対して本件建物のリフォーム工事を依頼する意思を有していたとはいえる（前記(1)サ）ものの、原告夫妻は、前記イのとおり被告土屋ホームに初めて見積りを依頼した段階では、被告土屋ホームと契約を締結する意思を有していたわけではなく、被告土屋ホームに対して本件建物のリフォーム工事を依頼するという意思是、原告夫妻がEらと打合せや協議を重ねる中で形成されていったものであるといえるから、契約締結に先立って、販売業者や役務提供事業者の動向とは無関係に、購入者や役務の提供を受ける者が契約を締結する意思を有していた場合とは同視できない。実際に、原告Bは、本件建築申込書に原告A名義の署名押印をするに当たって、その日にEから署名押印を求められることを事前に予期しておらずちゅうちょしたが、Eから工事内容はいくらでも変更できるなどと言われて署名押印した（前記(1)ケ）上、原告Bは、本件申込金を支払ったことで被告土屋ホームにリフォーム工事を発注しなければならず後戻りはできないと思うようになった旨供述し、これらの供述の信用性を否定するに足る証拠はないから、Eらとのやり取りが原告夫妻の意思形成に影響を与えたと認められ、この事実によれば、本件契約1ないし5の締結に関して、前記イにおいて説示したいいわゆる押し付け販売的要素がなかったとはいえない。さらに、確かに、本件において、原告夫妻が、Eらと打合せをする中で検討を重ねて本件契約1ないし5の締結に至ったという経緯はあるが、役務の提供条件についての交渉が相当の期間にわたり行われることが通常取引態様である役務の提供については、特商法26条6項1号とは別に特商法9条の規定の適用を除外する特商法26条4項1号、特商法施行令6条の2の規定が設けられていることからすると、そのような

除外規定に該当する場合でないにもかかわらず特商法 26 条 6 項 1 号の類推適用により特商法 26 条 4 項 1 号、特商法施行令 6 条の 2 の適用結果と同じ効果を導くことができるなどという解釈が相当であるとはいえない。

以上からすると、本件契約 1 ないし 5 に関して、特商法 26 条 6 項 1 号を類推適用することはできない。

したがって、本件契約 1 ないし 5 に関して、特商法 26 条 6 項 1 号又はその類推適用によりクーリングオフについて定めた特商法 9 条の適用が除外されるとはいえない。

9 争点(7) (クーリングオフによる解除が権利濫用に当たるか否か) について

(1) クーリングオフによる解除は、購入者や役務提供を受ける者の動機を一切問わないものであるから、法律上クーリングオフによる解除が可能である場合には、その解除は基本的には正当な権利行使であるというべきである。

そして、役務提供事業者による役務の提供がなされた後に、クーリングオフによる解除がなされた場合には、役務提供事業者は、役務の提供を受けた者に対して、提供済みの役務の対価を請求したり、損害賠償を請求したりすることができない（特商法 9 条 3 項、5 項）から、被告土屋ホームは、本件契約 1 ないし 5 がクーリングオフにより解除された場合には、原告 A に対して本件契約 1 ないし 5 に係る役務を提供したにもかかわらず、その対価の支払を受けることができなくなる。もっとも、このような事態が生じるのは、上記特商法の規定が存在するためであって、被告土屋ホームの被る不利益は法の予定していないものとはいえない上、被告土屋ホームとしては、原告 A に対して特商法の規定に沿った法定書面を交付していれば、原告 A がクーリングオフによる解除権を行使することができる期間を制限することができ、その期間経過後に役務の提供を行うことで役務提供後に本件契約 1 ないし 5 が解除されるという事態を回避することができたにもかかわらず、前記 7 のとおり、法定書面の交付を怠ったのであるから、本件契約 1 ないし 5 がクーリングオフによる解除がなさ

れることで、被告土屋ホームに不当な不利益が課されるとは評価し難い。

また、確かに、原告夫妻は本件契約 1 ないし 5 を締結するまでの間に相応の検討時間を有していたほか、本件事故の発生前までに、原告夫妻が被告土屋ホームに対して本件建物のリフォーム工事の施工内容に関する不満等を伝えた
5 ような事情は証拠上うかがわれず、証拠（丙 10）によれば、原告 A は、本件契約 1 ないし 5 に基づき代金を支払う意思を示していたと認められるものの、これらの点のみでは、原告 A において、クーリングオフによる解除権を行使することはないという信頼を被告土屋ホームに対して生じさせるほどの具体的な言動があったとは認め難い。

さらに、原告夫妻が、本件契約 1 ないし 5 を締結するに当たって、クーリング
10 グオフの制度を悪用して本件建物のリフォーム工事代金の支払をあえて免れようとするなどの不当な目的を有していたことを認めるに足る証拠はない。

(2) 以上からすると、原告 A が、本件契約 1 ないし 5 をクーリングオフにより解除することは、権利の濫用には当たらない。

10 小括

15 以上のとおりであって、本件契約 1 ないし 5 はいずれも、前記第 2 の 2(3)の通知によりクーリングオフによる解除がなされたと認められるから、原告 A は、本件契約 1 ないし 5 に基づき代金を支払うべき義務を負わない。

第 4 結論

20 よって、原告 A の本訴請求は、主文の限度で理由があるからその限度で認容し、原告 A のその余の本訴請求並びに原告 B 及び原告 C の本訴請求はいずれも理由がないからこれらを棄却し、被告土屋ホームの反訴請求はいずれも理由がないからこれらを棄却することとし、訴訟費用の負担については民訴法 61 条、64 条本文、65 条 1 項本文を、仮執行宣言については民訴法 259 条 1 項をそれぞれ
25 適用して、主文のとおり判決する。

大阪地方裁判所第 24 民事部

裁判長裁判官 池 上 尚 子

5

裁判官 山 口 敦 士

10

裁判官 鈴 村 悠 恭